

日本学術会議
安全保障と学術に関する検討委員会
(第23期・第5回)

平成28年10月28日

内閣府 日本学術会議事務局

日 時： 平成 28 年 10 月 28 日（金） 10：00～12：30

会 場： 日本学術会議 6 階 6－C(1)(2)(3)会議室

出 席 者： 杉田委員長、大政副委員長、佐藤幹事、小松幹事、井野瀬委員、向井委員、山極委員、大西委員、岡委員、土井委員、花木委員、安浦委員、小林委員、小森田委員、森委員（Skype 参加）（15名）

欠 席 者： なし

説 明 者： 西崎 文子先生（日本学術会議第一部会員、東京大学大学院総合文化研究科教授）

事 務 局： 駒形事務局長、小林企画課長、井上参事官、石井参事官、下田上席学術調査員、川名上席学術調査員他

- 議 題： 1. 前回の総会・部会について
2. 軍事的利用と民生的利用及びデュアル・ユース問題について
- ・西崎文子先生（第一部会員）からの説明
3. 安全保障にかかわる研究が学術の公開性・透明性に及ぼす影響
- ・安浦委員からの説明
 - ・佐藤委員からの説明
 - ・小林委員からの説明
4. 安全保障にかかわる研究資金の導入が学術研究全般に及ぼす影響
5. その他

資 料：（議題 1 関連）

資料 1 第一部会（第 23 期・第 7 回）における、安全保障と学術に関する議論の報告

資料 2 「安全保障議と学術に関する委員会」審議報告に関する第三部における検討

（議題 2 関連）

資料 3 「軍事・安全保障と学術をめぐる問題について-米国の事例から」（西崎先生資料）

資料 4 「軍事組織からの研究資金が大学の研究・教育に与える影響」（事務局作成資料）

資料 5 「米国防総省による大学の基礎研究分野への資金援助とその課題」（事務局作成資料）

(議題3 関連)

資料6 「大学の学術研究や教育の公開性に安全保障が及ぼす影響
- 安全保障輸出管理規制の視点から -」 (安浦委員資料)

資料6-1～資料6-6 資料6の参照資料

資料7 「防衛秘密と研究の公開性(論点整理)」 (佐藤委員資料)

資料8 「研究の自由と制約について」 (小林委員資料)

(議題4 関連)

資料9 「安全保障技術研究推進制度について」 (事務局作成資料)

資料10 「シンポジウムの開催について」

参考資料:

参考資料1 前回議事録

(議題1 関連)

参考資料2 「EUが進める防衛研究・技術投資計画—Preparatory
Action」 (事務局作成資料)

(議題4 関連)

参考資料3 「科学技術関係経費における各省の位置づけ及び競争的資金
等について」 (事務局作成資料)

(前回以前の調査指示への対応)

参考資料4 「主要国の民生用と国防用の科学技術予算の割合」 (事務局
作成資料)

参考資料5 「ImPACTの委託研究の成果の公開手続き等について」 事務
局調べ (事務局作成資料)

(その他)

参考資料6 日本学術会議地域研究委員会地域研究基盤整備分科会委員
からの意見

午前10時00分 開会

○杉田委員長 それでは、定刻となりましたので、安全保障と学術に関する検討委員会第5回を開催いたします。

本日の映像等の頭撮りは、冒頭の資料確認のところまでとさせていただきます。加えて、本日、説明者としてお越しいただいている西崎先生の御説明、冒頭部分の撮影も認めたいと思いますので、その際は御協力をお願いいたします。

なお、報道関係者や傍聴の方におかれましては、会議中は進行の妨げにならないように、静粛をお願いいたします。傍聴に関しましては、事務局の指示に従っていただきますようお願いいたします。

定足数でございますが、15名のうち、本日はスカイプ参加の森委員も含めまして14名の御出席でございます。土井委員は1時間程度おくれて御出席の予定ということでございます。定足数を満足しております。

今申し上げましたけれども、本日は説明者として、東京大学教授で第一部会員の西崎文子先生にお越しいただいております。議題2で御説明いただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。本日はありがとうございます。

では、まず配付資料の確認をさせていただきますが、お手元の議事次第、配付資料に書いてありますとおりでございます。資料1、2、それぞれ1枚紙。これが議題1に関する資料でございます。資料3～5、これが西崎先生、川名先生、川名先生。3から5まで、これが議題2に関する資料でございます。それから資料6～8、これが安浦先生と、それから7が佐藤先生、そして8が小林先生の資料でございます。そして資料9、これが議題4に関して事務局下田先生の方で作成した資料でございます。そして、資料10はシンポジウム関係の資料、これはまた議題5「その他」で触れさせていただきます。

その他、参考資料でございますが、参考資料1が前回の議事録。既に承認済み、ウェブに掲載済みでございますが、もしこの議事録について、この場で何か御発言がありましたらお願いいたします。特にございませんですね。

参考資料2でございますが、これは議題1に関しての追加資料でございます。後でまた言及いたします。それから、参考資料3、これが議題4に関して事務局で作成した資料でございます。そして参考資料4、5も、これまで調査事項として指示があったものにつきまして、事務局で作成してもらった資料でございます。そして参考資料6が、本委員会での審議に関して、日本学術会議地域研究委員会の地域研究基盤整備分科会より文書が出されましたので、御参考

までにつけております。

なお、その他報道等の資料、これまでの報道等についての参考資料、これは委員にのみ机上配付させていただいております。

それから、資料3関連で、机上で西崎先生のスライドを、これも委員のみに配布しております。

以上でございますが、何か資料の不足等はありませんですか。

申し訳ありませんけれども、森委員がスカイプで参加する予定が、なぜか接続ができておりませんので、現在13名ということでございます。訂正させていただきます。

それでは、早速でございますが、議題1に入らせていただきます。前回の総会・部会についてでございます。

10月6日、7日の総会のうち、1日目、6日の午後に、私、委員長の方より、本委員会の審議経過を御報告いたしました。そして2日目、7日の自由討議の中で、会員から幾つか御意見、御質問等が出ました。それについて逐一御紹介する時間はないのですけれども、幾つか、この際ですので御紹介させていただきますと、各部からの審議の様子を御紹介いただいたことと、ある会員からは、20世紀前半において、もろもろの戦争関係の技術研究について、科学者が意識しないうちに協力した結果になったという事例が多々あったという御紹介で、そのような、意識しないうちに何かに関与するという可能性を考えなければいけないという御発言ですとか、あるいは、学術会議では、特にこの50年、67年に出了した決議、これを再確認するのにとどめるべきであるという御意見。それから、この委員会に関しまして、これは後でも言及いたしますけれども、委員が別な所属先との関係で、利益相反がないのかという御意見、御質問もありました。

この御意見につきまして、私の方で、これは利益相反というのをどう捉えるかによっては、かなり幅広くも捉えられますし、狭くも捉えられるわけなんです。私の方で、いろいろ報道等もあるので、会長に御意見、御説明をお願いし、会長から一定の御説明がありました。その御説明については一々繰り返しませんけれども、利益相反ではないと。これは幹事会において推薦されて委員になっているということで、委員だけでも、たまたま一方で学長だということで、それは区別しているという御説明だっと思うんですけれども、それから、そのほかの御意見、御質問としては、例えば、自衛技術であれば問題ないという意見があるけれども、自衛の名のもとに多くの戦争は行われているということで、特に自衛技術ということ特定することはできないのではないかというふうな御意見もありました。

以上、総会関係、ほかにもいろいろ御意見はあったんですが、かいつまんで御紹介させていただきました。

そのほかに、一部と三部から報告資料が出ておりますので紹介いたしますけれども、その前に、ただいまの総会におきまして、特にこの委員会に関して利益相反がないのかという御質問があったということは、この委員会としては重く受け止めなければなりません、私としましては、委員長といたしましては、これまでもそうであったと思いますが、今後とも利益相反等を外部から疑われるおそれがないように、御発言については御留意いただきたいというふうに考えております。

この点につきまして、何か御発言、御意見等ございますでしょうか。

では、山極委員お願いいたします。

○山極委員 私は学長としての立場から意見を言ったこともあるんですけども、つまり、自分の所属先のことについて言及するのは差し控えた方がいいということですね。確認したいんですけども。

例えば、JAXAに所属している方だとか、さまざまな所属の方がここにはいらっしやいます。でも、第一部、第二部、第三部ということで、それぞれ選ばれているわけで、個人的な科学者としての意見を、ここでは述べるべきだと、そういうことでよろしいですね。

○杉田委員長 そこまで踏み込んでこの場で確認した方がいいのか、一人一人の委員の方々が御判断いただいた方がいいのか、私も判断つきかねているんですけども、今のような線引きといえますか、それも一つあり得るのかなというふうに思います。

申し上げたのは、飽くまで外形的に見て利益相反の疑いを受けるような御発言がない方がいいのではないか、こういうことでございます。

では、花木先生お願いします。

○花木委員 花木でございます。今ここに科学者としてそれぞれの方が出席しておられ、また同時に様々な立場で現場に触れておられる。そういうことからすると、やはりそれぞれの現場での状況を踏まえた御意見をおっしゃっていただく方がよろしいんじゃないかと思えます。

ただ、そのときに、特定の組織に有利になるような御発言ではなくて、飽くまでも全体として議論していくけれども、今、例えば自分の大学ではこうなっている、あるいは別の大学ではこうなっているという例を御紹介いただくのは、その方が有益ではないかと私は思います。

○杉田委員長 そういう考え方も一つあるかと思えます。むしろ、かなり共有される御意見かもしれませんけれども。

何かほかに、今の点に関しましてありますでしょうか。

では、この点につきましては、今回はここまでとさせていただきます。

引き続きまして、この第一部、第三部で、部会において議論がなされました。これも逐一御紹介する時間的余裕がございませんので、資料1、2でございますけれども、第二部につきましては、今回特別、部会における議論は設けなかったという理解でよろしいですか。

では、二部につきまして。

○大政副委員長 一応、状況報告はしまして、御意見は伺ったんですが、特に意見がなかったということです。

○杉田委員長 ただいま、二部の大政副委員長の方から御説明いただきました。

それでは、第一部でございますけれども、資料1を御覧いただきますと、例えば、日本物理学会のようなガイドラインを示すべきであるという意見もございました。あるいは、この制度の資金における研究については、研究者個人ではなく、大学の研究倫理委で判断すべきであるという御意見。それから、学術会議の既出の声明で尽きている、再検討する必要はない。むしろ、学術研究が日本だけを対象にしているわけではなく、世界に対してどのように訴えていくのかである。あるいは、公開性、あるいは軍事と民生の区別等について、学術会議がリーダーシップをとってチェックを進めてはどうか。あるいは、戦争中の経験等を踏まえて、しっかりした歯止めをつけるべきである等々意見が出ております。御参照ください。

それから、資料2でございますが、第三部、今日は第三部、土井委員は後で御出席ということですので、かわって私の方からかいつまんで御紹介いたします。

デュアルユースの線引きはできない、大学だけ線引きするのはどうか、民間も含む必要がある。あるいは、基礎科学と軍事用の線引きは難しい状況であり、そういうことを議論しても仕方がない。基礎研究をやっている人を守るのが学術会議の役割で、方針の堅持が重要である。あるいは、軍事研究をやらないと宣言していても、やる人はやる。北朝鮮の研究者も防衛技術を研究しているつもりであろう。科学者としての矜持と節操が大事である。議論の仕方を気をつけないとならない。歯止めがないということを理解して、学術会議では議論すべきである。外国研究者云々（うんぬん）は波及効果の一端であるので、本質を議論すべきである。など、さまざまな御意見が出ておりますので御参照ください。

ただいまの点につきましては、何か御発言等ございますでしょうか。追加的な御発言はありますでしょうか。

それでは、会員からの、このような御意見を頂いているということでございます。

それでは、引き続きまして、議題2に早速入らせていただきます。

ただいま森委員と接続ができましたので、出席者が14名となりましたことを御報告させていただきます。

それでは、議題2「軍事的利用と民生的利用及びデュアル・ユース問題について」でございますけれども、初めに西崎先生より15分程度御説明いただいた後、関連して事務局の川名上席学術調査員より5分程度説明をいたします。最後に、お二人の説明を踏まえて、質疑応答及び意見交換を、15分程度をめどに行いたいというふうに思います。

では、まず西崎先生より、「軍事・安全保障研究と学術——米国の事例から」というタイトルで御説明いただきますが、先ほども申し上げたとおり、冒頭部分の撮影を許可いたしますので御協力をお願いいたします。

それでは、西崎先生、本日はどうもありがとうございました。どうぞよろしく願いいたします。

○西崎先生 ただいま御紹介いただきました東京大学の西崎と申します。本日はこのような機会を与えていただいたことに感謝したいと思います。私の専門はアメリカ史、政治外交史であって、この問題について、特に従来研究していたというわけではありませんが、地域研究委員会に属し、アメリカを研究している者として責任はあるということで、お話しすることをお引き受けした次第です。

それからもう一つ、私は、実は幹事会で3月に一度お話をさせていただきました。学会報告ではありませんので、同じような内容のことを2回お話しさせていただくというのも許していただけるということで、今日参った次第です。

本日、私がお話ししたいことは、非常に単純です。それは、アメリカでは、歴史的も、憲法上でも、軍事というのが社会に非常に強力で埋め込まれているということ。そのような歴史の流れの中で、現在の軍事大国であるアメリカが存在するということが、それは、改めてなんですけれども、再度、これは毎回確認する必要があると思うんですけれども、世界の主要国の軍事費を比較してみると、アメリカが、そのほか、日本を含む7か国の、次点以下の国と同等の軍事費を毎年使っているということがありますし、それから、中国と比べても非常にアメリカが軍事大国であることは分かる。

それから、GDPに占める軍事費の割合で見ても、アメリカは、下がってきているんですけれども3.3%で、日本が1%を上下しているのと比べても、あるいは、そのほかの国と比べても、突出した軍事大国であるということを確認したいということです。

したがって、そこから何が言えるかという、こと軍事に関連する問題では、日本がアメリカと歩みを共にしたり、あるいは、アメリカの制度を模倣したりするときには、十分に意識的でなければいけない。私たちが模倣しようとしている国というのはこういう国だということ意識していかなければいけないということも申し上げたいと思いますし、同時に、アメリカ自身も、こういった軍事国家としても自らの運命を、そんなにコントロールできているわけではないということで、1960年にアイゼンハワー大統領が軍産複合体に警鐘を鳴らしたというのは有名ですが、それから65年以上になって、今でもアメリカは軍事費の圧迫に苦しんでいる部分がありますし、もちろんそれが経済を潤しているという見方もありますけれども、しかし、やはり軍事費の圧迫は強い。財政赤字にも苦しんでいる状況がある。

そういった状況の中で、本当にアメリカというのはモデルになるのかということ、問題意識としてお話をしたいというふうに考えております。

私は歴史家ですので、やはりちょっと初めに歴史の話をさせていただきたいんですけども、アメリカの歴史の中で、軍事研究とアカデミアの関係が問題になったということは、これは比較的少ないと言っていいかと思います。それは、何とんでもアメリカという国は独立戦争を勝って成立した国でありますし、19世紀を通じて、大統領の中には軍人——軍人といっても、軍功を上げた人の割合が非常に高かった。常備軍を備えた国家とはならなかったわけですが、しかし、軍と文民との境界というのは、その意味で非常にはっきりしない面があるわけです。そういった歴史の中で、アメリカ社会というのは軍事力を当然視する社会であって、そして、そのアカデミアがそれに関わることが批判されることは少なかったということ、まず背景として押さえておきたいと思います。

その一つの例が、19世紀の話をしますと、いわゆるランド・グラント・ユニバーシティーズ、土地付与大学というのが19世紀、1862年のモリル法でできて、何段階かに分かれて、これが現在の州立大学になるわけですが、このモリル法では、農学、それから工学——エンジニアリングですね、それから軍事学というものを教える高等機関として設置されていた。

これは、今申し上げましたように、今では州立大学になっているんですが、唯一というか、二つですが、例外として、コーネル大学と、それからMITが、この土地付与大学の中に組み入れられていて、私立大学でありながら土地付与大学として、農業が非常に大きいんですが、それと工学、そして軍事学、そして大学で軍事教練が受けられるという、そういったシステムが広まっていった。

急いでいきますけれども、それが、やはり飛躍的に変化するの、19世紀から20世紀に

かけてで、アメリカが産業化の中で近代的な海軍を持ち始める。それから、海軍の近代化が産業化と結びついて発展していく。それが第一次大戦という大きな戦争を経て、更に政府の産業統制と結びついていくといったところで、まず一つの飛躍があったというふうに見ていいかと思えます。

実際、1915年にはNASAの前身であるアメリカ航空諮問委員会というのが設立されて、20年代にはスタンフォード大学のウィリアム・デュランド、それから、ジョセス・エイムズというジョンズホプキンス大学の教授などがこの委員会、委員長を務めるということで、やはりその軍事産業、そして大学というのが非常に自然な形で結びついていく。

そして、今日でもあるんですが、ROTCという予備役将校訓練課程というのが大学に組み込まれて、学生が軍と、それから大学の間を行き来するという状況も生まれてくる。

そこから後は、第二次大戦から冷戦時代ですけれども、これも第二次大戦プラス、それから恐慌ですね、ですから、やはり大恐慌の中で経済が苦しむ。そこで、財政支出に頼る軍事政策というのが、ニューディール時代に始められるわけですが、それが第二次大戦の流れを受けて広まっていく。

ここからは、もう現在に直結しています。OSRD、科学研究開発局ができ、海軍研究所ができ、そして、政治的には、安全保障国家と言われる国家安全保障会議とか、そういったペンタゴンの充実が進められ、その中で海軍と、それから産業、そして大学が結びついていく。

この間、いろいろ疑問が呈されなかったわけではありません。特に、1950年代の急速な軍事と科学の融合に対して、例えば、科学の役割は何であるのかとか、あるいは、20年代～60年代には、平和運動の側（がわ）から疑問が呈されなかったわけではありませんけれども、しかし、基本的には、ほとんどシームレスに軍事と産業、教育、研究がつながってきたのがアメリカの歴史であると思えます。

長くなってしまいましたが、では、現在はどうなっているのかというので、これは私が調べられる限りのものを、付け焼き刃的ではあるんですけれども、御紹介したいと思います。

まず、今のアメリカの大学の現状というので、幾つかグラフを見ていただきたいと思うんですけれども、これが連邦政府からの研究資金です。これは軍事だけではなくて全てです。

これを見ると、真ん中の灰色のところユニバーシティーズということで、非常に多くの連邦資金を大学は受けている。それはさらに、ベーシックリサーチ、基礎研究を見ると、もっとその割合は高くなっているということで、大学が非常に基礎研究を連邦予算に頼っているということが分かります。

ただ、これがアプライドリサーチ、応用研究になってくると、これはがたっと下がって、インダストリーであったり、そのほかのところに応用研究をやっている度合いが高まっていく。

ほかに、どこのエージェンシーから出ているかとかいうこともありますが、国防総省から出ているのは、それほど大きくはありません。この比率でいえばということですね。やはり、衛生局（国立衛生研究所）の方が非常に大きいんですけども、こういった指標が少しありますが、これは、国防総省の中でどこが多いかというと、やはり空軍、海軍。DARPAというのは、実はそれほど大きくはないということが分かります。

これが何を意味するのかというのは、いろいろ解釈があると思うんですが、注目したいのは、こういった国防総省の科学技術研究予算の中で、これから川名先生がお話ししてくださることになるんだと思うんですが、要するに、ベーシック、アプライド、アドバンステクノロジーというのと、その国防総省の予算の中でどの部分を大学が受け入れているかというと、これは圧倒的にベーシックなんです。

ところが、ベーシックリサーチに宛てがわれる予算というのは非常少ないですし、それから横ばいになっている。

そういった状況の中で、アメリカの大学は今どうしているかというと、いろいろなかたちで国防総省との研究協力を進めている。いろんなシステムがあるんですが、それだけでなく、例えば、極端な例といえば極端な例ですけども、MITのように、国防総省の予算に18%ぐらいを頼るといような大学では、MIT自身がリンカーンラボラトリーという、リンカーンラボ、非常に有名なところですけども、そういった連邦予算、国防総省との予算で建てた研究所をつくり、そして、そこを受皿として国防総省の予算を引っ張ってくるということをやっているわけです。

ですから、この左のグラフでいえば、青のところはリンカーンラボである。ですから、MITの予算の非常に大きな部分をリンカーンラボが占めているわけです。

そして、その右側（がわ）では、ちょっと見にくくて申し訳ないんですけども、これはもうアプライドリサーチです。基礎研究だけではなくて、応用研究の部分にもMITが関与していく。ほとんど100%というのはちょっとオーバーですか、80%がそのDOD予算であるということが分かります。そういうふうに大学自身が変わっていったという事情があるということ。

それから、もう一つは、アソシエーション・オブ・アメリカンユニバーシティーズという60あまりの著名な大学からなる団体があるんですが、ここがほとんど、こういったら怒られる

のかもしれないですけども、ロビイストとして軍事予算を大学に配分するよういろいろ働きかけている。その例が、皆さんの机上配付ではあったと思うんですが、D o D リサーチの、この兵士の写真があるものですが、これはいかにD o D の予算で、大学などが関与してやった研究が実戦に役立っているかということを示した、非常に分かりやすいといえば分かりやすい写真ですし、それから、その次のファクトシートという2枚のがありますが、これはD o D 6.1 というのが、基礎研究予算が増えないことを問題視して、そして、その基礎研究がいかに大事かということ、その右の下のイネイブリング・プログレス、その基礎研究が何を可能にしたのかという形で、原子爆弾から始まり、ステルス戦闘機があり、それから無人機がありというようなことで説明しているわけです。

もう時間がなくなってきましたが、このようなことから見ると、幾つかのことが言えると思うんですけども、すごく乱暴に言ってしまうと、まずデュアルユースという議論ですが、これは平和利用と軍事利用という区別でのデュアルユースというのは、余りもう意識されていない。ほかの意味でのデュアルユースというのはいろいろあると思うんですが、それは意識されていない。

それから、攻撃的、防御的というのも、これも区別は非常に曖昧である。アメリカの軍事戦略がもともとそうなっていますので、プリベンティブインターベンションとか、プリエンプティブインターベンションと、先制攻撃を言い始めると、防御と攻撃というのはかなり曖昧になっている。

そして、その日本との関係からいっても、そういったかなり論争の舞台、もともとの前提も違い、そして今の状況も違い、そういったアメリカとの共同開発とか、あるいはその外交、日米同盟の中での軍事開発、あるいは軍事戦略というのは、かなり無理があるということが窺えるのではないかという気がいたします。

最後に1つだけ、今朝の電子版のニューヨークタイムスで、ドローンにA I を搭載するということが、今ペンタゴンで開発されている。余りアメリカでは騒がれていないけれども、それが出てきているということがありました。さすがにそれには警戒心もあって、そういったことを禁止する条約を結ぶべきかどうかということも議論されているということですが、それについても思い出すのは、私は原爆が開発されたときに、一番初めにレジュメに書いたことに戻りますが、ニールス・ボーアが、この原爆というのは非常に危険な兵器であると。ですので、将来の軍拡競争を防ぐためにも、その時点でソ連に秘密を開示するといえますか、共同でやっていく必要があるということ、ニールス・ボーアは言ったわけです。科学者の一つの考え方だ

というふうに私は理解したんですけれども、やはりその秘密を守ることで守られる安全と、それから、秘密を共有することで守られる安全がある。

もちろん、政治的にはかなり難しいことで、拒否されて、スパイの疑いまでかけられるわけなんですけれども、しかし、やはりそこが、私は原点である。このドローンにAIが搭載されるようになって、やっぱり戻っていくべきは、本当にそういう根源的な問題を考える必要があるのではないかという気がいたします。

すみません、早口で駆け足になってしまいました。以上で報告を終わらせていただきます。
○杉田委員長 西崎先生どうもありがとうございました。

では、今の御説明に関連いたしまして、川名上席学術調査員より、お手元の資料4「軍事組織からの研究資金が大学の研究・教育に与える影響」、及び資料5「米国防総省による大学の基礎研究分野への資金援助とその課題」ということで御報告いたします。

○川名上席調査員 川名でございます。よろしく願いいたします。与えられた時間が5分ということですので、要点のみ簡潔にお話しいたします。

まず、資料4でございますが、こちらはアメリカの80年代の、軍から学への研究資金、ファンディングの制度創設期ということでございますので、こちらに焦点を当てて、大学の研究や教育にどのような影響を与えるのかということについて、MITの核物理学者であるキスティアコウスキーという方の論文を紹介したものでございます。

80年代ということでございますが、先ほど西崎先生の方からもお話がありましたように、もちろん第二次世界大戦前から、軍は学に対して資金を出しているわけではありますが、飽くまでも、そのアドホックなものでございました。あるいは、その統一的なルールや持続性というものはなかったというふうに言われておりますが、80年代以降、新冷戦の勃発と、特にレーガン政権がSDIプログラムというものを開始するに当たって、軍から学への要請というものが非常に高まったということが背景にございます。

その中であって、アカデミアでは様々な期待と、それから不安というものが交錯をして、活発な議論が交わされていたわけでありますので、そちらを簡単に御紹介いたします。

まず、好意的な反応でございますけれども、これは言うまでもなく、研究資金が潤沢になるということで、最先端の施設であるとか、機器の利用が可能になるだろうと。あるいは、そのスピノフ、つまり民間の経済的な活性化ももたらされるだろう、そういう期待が表明をされておりました。

一方で、否定的な反応でございますが、この論文では幾つか指摘されているんですけれども、

一つは、研究分野のバランスのゆがみというものが指摘をされておりました。典型的には、奨学金が偏った分野に投入されることによって、若い人材に偏りが生じるであろう。例えば、80年代であれば、特に数学、暗号分野の人材に偏って投資が行われていたということが指摘されております。

あるいは、その研究分野の内部で、D o Dのいわゆるメリットレビューという、目的に沿ったレビューが行われることによって、研究の方向性にD o DのPOが関与していくという中で、その研究分野の中でも偏りが生じるだろうという議論が行われておりました。

それから、二つ目は機密性と制約の問題でございますが、こちらは、D o Dが行う研究というのは、基本的に機密なものでございますので、大学によってその扱いをどうするかということについて、さまざまな対応を余儀なくされるということがあったようでございます。

あるいは、その具体的な例として出ているのは、国防総省は、85年4月のことだそうですが、国際光工学会の場で、20%分の報告、ペーパーを非公開セッションで扱うというようなことをやったということも紹介されておりました。

教育への影響でございますが、これはもうキャリア形成に影響が出るだろうと。特に国防総省の支援を受けて研究を行っている学生は、いわゆるD o D関連企業への就職以外の道が、研究を開始した当初から閉ざされる事態が生じるだろうと、そのような懸念でございます。

それから4番目、最後ですけれども、これは西崎先生からもありましたが、いわゆる政治的なグループが形成されることになり、その予算の縮減に対するロビー活動なんかが行われる事態が出てくるだろう。このようなことが予測されていたわけでございます。

資料5に移りますが、これが制度創設から20年経過した2000年代以降の話でございます。特にこの資料では基礎研究に焦点を当てて紹介をいたしておりますが、ソースはアメリカ科学アカデミーの下部機関でございます全米研究評議会、NRCの報告書を引いております。

アメリカの場合は、特に9.11以降、その基礎研究分野に対する需要というものが高まってまいりました。しかしながら、基礎研究は、後の安浦委員の御報告にもあるわけでありすけれども、いわゆるワッセナーアレンジメントの輸出管理上の聖域というふうに使われていたはずなただけけれども、実は、基礎研究であっても、D o Dはいろいろな制約をかけてきている。そういう実態がアカデミアの方から提起されるという事態が生じていたわけでございます。

その文脈ですけれども、要するに2000年代以降、特に基礎と応用の線引きが非常に難しい。D o Dの側（がわ）には、基礎ではなくて、応用研究として資金を拠出するインセンティブがあるのではないかと。つまり、基礎であれば制約はかけにくいですが、応用であればそうではな

いということが、どうもあったと指摘があります。

それから、基礎であっても、繰り返しますが、輸出管理上の聖域というふうにされている分野であったとしても、その情報管理の観点から、つまり機密ではないけれども、センシティブな情報が含まれているという理由から制約がかけられることがある。特に、外国人の研究者の参加であるとか、そういったものに対して制限がなされているということが指摘をされていたわけでございます。

以上でございます。

○杉田委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの西崎先生、川名先生の御報告を受けまして、質疑応答、意見交換に移りたいと思います。何か御質問等ございますでしょうか。

山極委員お願いいたします。

○山極委員 最後に西崎先生がおっしゃったボーアの話なんですけれども、公開することによって戦争を防げるというような意見があると。今、機密性を高めるような法律が随分出てきておりますけれども、それについて西崎先生はどういうふうなお考えをお持ちなのか。公開が原則の研究によって、あるいは、実際の軍備上の機密というのは、むしろ逆に公開することによって、いうならば公平性が担保されて、そういった技術が危険な状況にさらされるというようなことを防げるのではないかという話なんですか。

○西崎先生 今の状況にそのまま当てはめればというのは、余りにもナイーブと言われると思うんですけれども、しかしボーアのような人は、要するに、あの当時はですが、原爆開発というのはいろんなところで萌芽が見られたわけですね、ソ連もドイツも含めてですけれども。やはり、それを知っている科学者だからこそ、遅かれ早かれ、みんながそれをやり始めるだろうと。それだったら、初めから共同、取り込んでおいて開発していった方が疑心暗鬼を防げるというのが彼の考え方だったわけです。

その後、アメリカが原子力管理を46年か47年に提案したときも、やはりオープンハイマーのような人はその考えを持っていた。ですから、原子力の施設を各地にばらまくことで、奇襲攻撃だけは防ぐという、そういったやり方を考えていた。

それが政治的に可能かどうかというのは、また別の問題だというのは彼らも分かっていたわけですが。ただ、その政治的な意志というのをそこから生むことができるという、理想主義的ではありますが、そういった考えは持っていて、私はそういう考え方を少しでも進めた方が、今、AIのドローンも中国もやっているし、ロシアもやっているからというので、危険だ

と思ひながらやり続けるよりは、やはり世界的に見れば、その方が建設的だろうというふうに思ひます。

○杉田委員長 小森田委員お願ひします。その次に大西委員で。

○小森田委員 小森田です。冒頭におっしゃったように、軍事と科学技術との関係を考える場合に、アメリカの文脈と日本の文脈の違いをよくわきまえておく必要があるという御指摘だったんですけれども、私もそれは非常に重要だと思ひています。

同時に、その違いを桎梏と考へて、できるだけ接近させていくことが望ましいという考へ方もかなり強くなつてきているのが今の状況じゃないかと思ひんです。そのときに、私自身は、日本独自の考へ方というものを確立して、それに沿つて学術と軍事との関係についても考へていくということによい、それが望ましいというように考へています。

しかし、他方では、研究者の現場から言つると、研究のプロセスの結果も、非常に国際化しているという状況になつているわけです。ですから、日本の科学者はこういうふうにするけれども、それはアメリカとは、例えば違ふかもしれないということでは済まない、非常に国境を越えた科学者の世界というのができてきている。

そうすると、仮に日本ではこういうやり方をとつということを決めて、それに基ついてやつていくとしても、そのことが国際社会から見て、あるいは外国の研究者から見ても、一致できるかどうかはともかくとして、少なくとも理解されるような科学者の論理というものを立てていかないと、他方ではまずい。つまり、日本は日本、独自の道をやりますというだけでは済まないという問題が、多分あるんだと思ひんです。

最後におっしゃった、秘密を守ることに安全が云々（うんぬん）というのは、一つの答え方ではないかと思ひんですけれども、今言つた点で、つまりより国際的な、通用性のある科学者の論理としては、どういふものがあり得るかというのが御質問なんですけれども。

○西崎先生 やはり、それは分野によつていろいろ考へ方が違ふというのは、私も分かっているつもりですけれども、私は地域研究委員会に属してゐて、地域研究でもこの話は議論したんですけれども、やはり日本の地域研究というのは、例えばアメリカの地域研究と、すごく一般化しますと違つて、やはり戦略研究というよりは、相互理解研究というのを前提に発展してきたと思ひんです。特に戦後はそれで。戦前はもちろん戦略研究だったわけですが、そういった問題意識の、前提の違いというのがあつたときに、日本の地域研究というのは、やはりそれが武器だったわけです。戦略研究ではなくて相互理解をしたい、あるいは何らかの形で共生を考へたいという、その問題意識があつたことで地域に入りやすかつたという事実があつて、それ

ができなくなっていくのではないかと懸念する研究者がかなりおります。

ですから、全てを全部やりたいというのが科学者、あるいは研究者の気持ちだと言われれば、そうかもしれないのですけれども、やはりどこか選ぶということが必要になってきて、そのときに何を考えて、何を自分はビジョンとして持っているから、こういう道を選ぶんだということを言うことは、それほど難しいことではないだろうと思うんです。

ですから、グローバルスタンダードに対する、ある意味では確かに挑戦になってくるかもしれないですけれども、それはあつて構わないものであろうというふうに私は考えます。

○杉田委員長 それでは、大西委員お願いいたします。

○大西委員 お二人の御報告ありがとうございました。

それに対する直接の意見なり質問ではないんですが、アメリカの話を中心に紹介をしていたいただきましたけれども、西崎先生のお話にもあったように、アメリカはやや特殊というか、直接日本が参考にするべき国なのかどうかという問題もあるということで、もう少し広く見ようということが、ここでも出されたと思います。

それで、ヨーロッパについてどんなデータがあるかということで、私も少し調べたというほどではないんですけれども、今日の参考資料4というのがあります。これは文科省の科学技術指標、毎年出されているものですが、上席学術研究員の下田さんのところでこれを整理していただいたというか、これ自体はコピーだと思いますが、主要国の国防用と民生用のシェアですね、政府の科学技術予算に占める国防用と民生用のシェアというのがこんなふうになっている。これは3年間の平均なので、比較的安定した数字と言えるのかもしれませんが。

それから、たまたま10月の初めにEUの代表の方と会う機会があつて、そのときに意見交換している中で、この安全保障と研究の問題についてお尋ねしたところ、ちょうどEUで新しい動きがあるということで、それが参考資料2になっています。こちらは、私は情報提供したところでとまってしまって、川名先生の方に内容を整理していただいているので、もし差し支えなければ、簡単にこれを紹介していただくと、EUの最新の動きが分かるのかなと思います。それは参考資料2です。

○杉田委員長 そうですね。これにつきましては、それではこの場で。どこでお願いしようかと思ったんですが、参考資料2につきましては、川名先生の方から簡単に御紹介いただけますでしょうか。

○川名上席調査員 簡単に御説明申し上げます。

大西委員に御指摘いただいたものは、そのプリペアラトリアクションというものがそれに

該当するということが判明をいたしました。伝統的にEUは、R&D、研究開発投資をやってきてはいたわけでありますが、民生分野に重点が置かれていて、防衛とか安全保障分野に対しては制約がかかっていた。それは各国が個別にやることであるという態度が示されてきていたわけでありますが、今日、そうではなくて、背景には中国であるとか、ロシアあるいはアメリカがもう一度、サード・オフセット・ストラテジーというふうに言われていますけれども、その技術を通じてアメリカの軍事的な優位を確立する、こういった政策、構想を進めている中であって、EUもそのような動きを開始したということでございます。これがプリペアラトリアクション、PAというふうに言われておりますが、これは2017年から最大で3年間、7,500万ユーロ規模。規模自体は大きなものではないですが、これは一つ足掛かりというふうに考えられておまして、2021年から……ごめんなさい、7年間、これは間違えておりますけれども、350億ユーロ、極めて巨大なEU防衛研究計画というものを視野におさめております。そのパイロットプログラムとして、このPAというものが位置づけられているということでございます。

以上でございます。

○杉田委員長 ありがとうございます。アメリカの例だけですと、ちょっと不十分だということで、かねがねヨーロッパについて情報が欲しいということで、今回こういう形で一部提供させていただきました。

それでは、山極委員。

○山極委員 川名さんの資料5の、最後の研究上の5から6に至るところ、7のところに至るところで、公開に関する問題と、それから外国人学生やポストクの参加を禁止する事項が含まれていたんだけど、それがいろんな議論の結果、撤廃されるようになった。結論のところでは、かなり制約が解かれたというふうに書かれていますね。そのあたりが、ちょっと表現としては曖昧になっているんですけども、例えば、一番最後の6ページ目の、結論のところ、4)のところ、研究に関するコミュニケーションの成果公開の自由、そして学生及びポストクの制約なき関与を認めると共に、研究者の国籍についてはそれを問題にしない。かような基礎研究プログラムに対しては大学との間で合意された期間中、安定的な支援を保証する。ですから、このNRCの理念の中で、研究成果を公開するには何の支障もない。そして、外国籍の研究者やポストク学生の参加も全て100%認めるというふうに考えてよろしいでしょうか。

○川名上席調査員 NRCはそのように、国防総省に対して勧告をするというふうに結論を出したということでございます。

○安浦委員 その辺は、後で私のところで御説明いたします。

○杉田委員長 それでは、後の安浦委員の方からの御報告と関係するということで。

では、井野瀬委員、向井委員の順でお願いいたします。

井野瀬委員お願いします。

○井野瀬委員 ありがとうございます。

川名先生の資料4の方なんですけれども、恐らく安浦先生の話と関係するかもしれませんが、5ページのところに、研究の初期段階からということで、大学院生の影響等々、キャリアパスが限定されるというようなお話があったように思います。これは1980年代に焦点を当てたもので、資料4全体が1980年代の話だと思いますが、この状況が21世紀に入って、9.11以降ということもあり、この補助を受けた研究に絡んだ院生たち、研究者たちのキャリアパスについて、その後、何か変化はあるのでしょうか。

○川名上席調査員 私はその知識を持っておりません。そのような情報を探したんですけども、見つけることができませんでした。

○井野瀬委員 情報がないということ。つまり、インターネット上で、この帰結がどうなったかは秘密にされている、ということなののでしょうか。公開されてはいない？

○川名上席調査員 それも含めて分かりません。

○井野瀬委員 ありがとうございます。

○杉田委員長 向井委員お願いします。

○向井委員 2点、西崎先生に質問させていただきたいんですが、先生は冒頭のところで、アメリカ側（がわ）のモデル、日本のモデルとはならないと思いますがというふうに前置きして話されていたので、私もアメリカのモデルを使う限りは、なかなか軍事、民事を分離していくのは難しいと思うんです。そういう意味で、先生、例えば、ほかに国としてのモデルがあるのか、モデルがないなら、やっぱり日本独自の何かを考えなければいけないというふうな結論になると思うので、その点、一つモデルに関して、モデルあるいは新たなパラダイムをつくるのか。

もう一つ、これは資料2にもあるように、特に第三部というのは技術開発の研究をやっている部署からいくと、やはりここに出てくるものはデュアルユース線引きできない。基礎科学と軍事の線引きは難しい。軍事と民事とのボーダーはできない。最後にあるところが非常に大きいと思うんですが、この歯止めがないということを理解して— 歯止めがないというのは、研究をする側（がわ）からしてみると、その資金がどこから出ようと、研究の面白さとか、追求

するという科学者のそういったスピリッツみたいなところからしたら、歯止めがないというのは、よく私も理解できるので、そうなる、やっぱり利用のところで歯止めをかけるべきだと思うんです。

そうすると、今までのこういったものの利用の、一番大きな、歯止めがきいていたらと思うのは、やっぱり原爆だと思うのですが、これに関してアメリカは、歯止めがきかなかったということに関する反省なり、あるいはそういったことをベースに何か出てきている動きというものはあるのでしょうか。

○西崎先生 まず、モデルですけれども、ここら辺をモデルにするというのは、私は余り思っていないくて、むしろ日本がモデルだろうと思うんです。今までに非常に自制的なものというのは、これは、ただ、普遍的なモデルになるというのではなくて、やはり日本の場合も、その前の軍国主義があり、そして敗戦があり、その後の憲法がありという、そういう一種それは固有の歴史をたどってきたということで、モデルづくりを自分でやろうとしたと思うんです。

ですから、なぜアメリカがというのは、やはりこういう問題を議論するときに、どうしてもアメリカのことを、それは研究者だけではなくて、省庁でも、それからメディアでも、モデルというか、アメリカの例をどうしても引いてきてしまうので、引いてくる前に、その前提がとにかく違うということ、繰り返し私の場合は主張したいというのがあったのでこういう形にしたのですが、モデルとしては、私は日本が独自で考えるべきものだろうと思っています。

それから、歯止めがないということですが、これは非常に難しい問題ですけれども、学問はデュアルユースというのは、これはやっぱりそうだと思うんです。それは地域研究、また地域研究の話で恐縮なんですけれども、私たちも地域のエキスパートがいて、その人たちがその情報を提供したときに、それがどう使われるかというのはコントロールできないわけですよ。やはり、その軍事政策とか、そういったものに使われることもあり得るわけで、ですから、そこはいつも悩みは存在すると思うんですけれども、それでもやはり研究者の倫理というのは、これはあるものだと思います。それは個々のものかもしれないですけれども、共同体としてもあるものだと思います。そこのぶつかり合いといいますか、倫理をめぐる衝突というのは、原爆開発、投下、そしてその後の軍拡競争の中で、アメリカの中ではずっと戦われてきたところですね。

ですから、先ほども申し上げましたけれども、オッペンハイマーなどが原爆開発から外されたのは、彼が過去に共産主義に近かったということももちろんありますけれども、それだけでなく、やはり水爆をつくらないとか、政府の政策に同調しなかったというのがあります。そ

ここには彼なりの倫理というのが働いていたと思うので。

ただ、全体的に言えば、歯止めがなくなる理由は、科学の面白さではないと思うんです。やっぱり、やれることはやってしまいたいという、AIでいろいろやるというのもそうだと思うんですが、そういう性（さが）のようなものがアメリカの中にはあって、それを競争という言葉でエンジンをかけていくという、そのシステムそのものが、やはり私は疑問視して、それにかわる考え方というのは当然あってしかるべきだというふうに思っています。ちょっと抽象的な御返事です。申し訳ないです。

○杉田委員長 ありがとうございます。

この点まだいろいろ伺いたいこともあるんですが、次もございまして、次ともまたつながってまいります。ただいまのお二人の御報告で、アメリカでは、大学予算、あるいは大学における研究にも、軍事研究がかなり大きなプレゼンスを持って、反対する側（がわ）から見れば、かなりの偏りをもたらしているという可能性もあるのではないかという御報告だったと思います。

それでは、引き続きまして、議題3に入りたいと思います。議題3は、「安全保障に関わる研究が学術の公開性・透明性に及ぼす影響」でございますが、ここで安浦委員から20分程度、佐藤幹事、小林委員から10分程度の御説明を頂き、それぞれ、ほぼ同時間、それと同程度の質疑応答時間を設けたいと思います。

では、まず安浦委員より、「大学の学術研究や教育の公開性に安全保障が及ぼす影響——安全保障輸出管理規制の視点から——」ということで御報告をお願いいたします。

よろしく願いいたします。

○安浦委員 それでは、安浦の方から御説明いたします。

今日のお話は、基本的にアメリカと日本の状況を御説明いたします。

学術の公開性ということを考えます場合に、3つそれを制約する制約条件があるというふうに思います。1つは資金提供を受けるときに、資金提供者との間に結ぶ契約による制約。それから、その制約とは無関係に、安全保障輸出管理によって制約を受けることがございます。

さらに、社会的な規範などによる制約というものも考えられますけれども、ここでは、これは議論いたしません。

研究に関する制約は、これはもう皆さんご存知のように、国や企業と研究契約を結ばれるときに、研究成果の公開及び事業範囲——途中経過も含みます——あるいは、その公表の時期と範囲。特に時期に関しては、知財権保護の目的で、時期をずらしてくれということがしばしば

起こっております。

それと同時に、安全保障の視点からの制約というのが、今議論になっている部分だと思います。

さらには、その研究遂行上知り得た秘密情報というものの取扱いとか、契約に違反した場合の措置、こういったものが契約書の中には書かれております。

それに対して、安全保障管理による制約というのは、これは安全保障輸出管理という、主に先進国が持っている高度な機器や技術が大量破壊兵器等になって、それを開発している国やテロリストなどにわたった場合、国際的な脅威となり、情勢の不安定化を招くことを防ぐために、各国で個別に実施されている国際的な取組でございます。

日本では、経済産業省所管の外国為替及び外国貿易法、いわゆる外為法でのみこれが規定されております。研究資金源との契約とか実施の経緯にかかわらず、成果の移転や公表において制約が発生し、そのやり方が悪いと罪に問われることがあるということでございます。

アメリカにおきましては、先ほどのお話もありましたけれども、1980年代にかなり厳しい議論がございまして、レーガン政権のときに、このNSDD-189という連邦資金による研究管理の方針が出されております。ここでは、ファンダメンタルリサーチという概念と、リストラクテッドリサーチという二つの研究分野に分けるという概念が明確に出されています。

ファンダメンタルリサーチは、ベーシックリサーチとアプライドリサーチを含みます。ですから、これは言葉遣いに十分注意していかないといけないのは、「基礎研究」といったときに、ファンダメンタルリサーチを指しているのか、ベーシックリサーチを指しているのか、ここをしっかりと議論しておく必要があると思います。

ファンダメンタルリサーチの定義には、「科学及び工業分野の基礎研究及び応用研究で」というふうに定義されております。大学におけるほとんどの研究や教育は、この範疇で安全保障輸出管理の、自動的に対象外となるという仕組みがつくられております。

それに対して、初めから、国がお金を出すときに、これはリストラクテッドリサーチだといったものに対しては、これは公表の制限があるという前提でございます。

これはファンダメンタルリサーチを繰り返し述べておきますけれども、連邦政府から配られている資金、私もアメリカの大学の先生、たくさんDODなんかからお金をもらっている方に聞きましたけれども、みんな「ファンダメンタルリサーチです」というふうに言って、公開は自由で動いているということです。

これに合わせて、国際武器取引規則とか、これは米国の法律ですけれども、輸出管理規則、

こういったものも、このファンダメンタルリサーチは除外するというので、これがNSDD-189の1985年、これはA4が1ページで、資料の一番後ろ、6ページ目に本文をつけていますけれども、ファンダメンタルリサーチの定義に、ベーシックリサーチとアプライドリサーチが入ると明確に上の方に書いてありますし、下の方は、バックグラウンドとしては、東ヨーロッパに技術が流れることは非常にまずいことであるけれども、自由な意見の交換が、やはり国の国力の源であるから、これを大事にしようという声明でございます。

一方で、リストラクテッドリサーチはもちろん存在するわけで、これは大学によって受入れのポリシーがかなり違ってきます。例えば、ペンシルベニア大学とかスタンフォード大学においては、これはもう原則受け入れない。機関として受け入れない。ですから、その先生が契約を結ぼうとしても、法人としてその契約は結べないようになっているということです。

MITとかジョンズホプキンスは、その先生が研究をすることは認めるけれども、大学内ではやってはいけない。別の機関で、サバティカルのとときとか、週1日そちらの方で研究するという契約を結んでやるということ認めています。

それから、バージニアテックとかジョージアテックは、これは制限つき研究も受け入れますが、これをやると、本当に違反していないかというのを大学当局が厳しくチェックする。その仕組みを大学が持つ必要がございます、これを整えております。

ですから、ざっくり言いますと、アメリカでは、そのファンドの出もとが軍事関係機関である、非軍事関係機関であるかにかかわらず、ファンダメンタルリサーチと定義されれば、これは成果の自由な公開が保証されております。それに対して、リストラクテッドリサーチと定義されれば、たとえNSFからのものであっても、成果の公開は個別に制限されるということでございます。

2008年に、このロス教授の事件。これは日本でも報道されましたけれども、多くの大学が、実はNSDD-189が出た後も、ほとんど無条件に、大学に来る研究はファンダメンタルリサーチだと思っていた。当局も余り管理していなかったということで、このロス教授がイランとか中国の人にリストラクテッドリサーチの内容をばらした、個別に与えたということで、求刑は懲役104年というむちゃくちゃな求刑が出ましたけれども、最終的には4年の実刑判決が出ております。

一番下に書いてありますように、司法長官のコメントとして、「学術・産業において、特に研究開発に携わる人々に、輸出コンプライアンスの重要性を伝えるものである。」ということで、コンプライアンスを無視した場合には、刑事罰が大学の先生にも及ぶんだということを出

しているということです。

アメリカの大学は、これに対応して、いろんな形で安全保障に関するコンプライアンスの問題が出てきますから、必ず事務局の中にこういうしっかりした体制を築いて、法律の専門家を大きな大学はみんな置いて、あるいは弁護士と契約してチェックを行っている。スタンフォードみたいなリトリクテッドリサーチを受けられないところは、比較的これが軽くて済みますし、ジョージアテックみたいな場合には、ここにすごく厳しい制約を課しないと、法人自身が罪に問われる可能性があるということでございます。

これは、関連する法律がどんなものがあるかということで、この3つの法律で、アメリカの場合は輸出管理がやられているということでございます。

一方、日本はどうかといいますと、ファンダメンタルリサーチの概念がないので、包括的な例外扱いがございません。適用される法律が、基本的には経済活動に対する規制である経産省の外為法でコントロールされているということで、学術研究活動や教育活動も、全てこの法律に該当するか、非該当かということを経産省が判定することが、原理的には求められております。

大学における管理体制は、もちろん全然整備されていなくて、研究者は、実は後で予期せぬ問題に巻き込まれる危険性にさらされながら教育研究を行っているというのが日本の現状でございます。

大学の具体的な制約、参考資料6-1の方に、一連の省庁あるいは大学関係の流れをつけておりますし、6-2の方には、それをまとめました関係団体から経済産業省、文科省、外務省へ出した請願書をつけております。ここに詳しく問題点を書いてありますが、ざっくりまとめますと、安全保障輸出管理の対象が不明確で、学部や大学院での教育で、技術のことをしゃべっても危ない場合もあり得る。それから、海外での学会の発表、オンライン教育での技術提供でも、これも該当する可能性が否定できない。それから、海外との研究連携をやっていく場合には、ますますこれが大きな問題になってくる。

公知化、公に発表するところでも、その公知化のいろんなレベル、どこまで公知にするかという、誰に対して公知にしたかということで、ひよっとしたら危ない場合もあるかもしれないということです。

日本で許可を受けなくて、自動的にこれは対象になりませんと言われているのは、そこに書いてありますように、「自然科学分野における現象に関する原理の究明を主目的とした研究活動であって、理論的又は実験的方法により行うものであり、特定製品の設計又は製造を目的としないもの」と。ですから、工学はもう全部アウトです。IPSも危ないです。という状況が

日本の状況でございます。

さらに、山極先生の前の御質問がございましたけれども、留学生とか外国人研究者が、この該非判定の基準が必ずしも明確になっていないというのと、居住者、非居住者という、また別の法律から来る問題があって、6カ月住み続けると、その途端に居住者になってしまうんです。6カ月前までは非居住者扱いで、十分に注意しないとイケないんですけども、6カ月たつと自動的に居住者扱いになって、日本人とほとんど同じような扱いができるという体系になっているようです。

ですから、先ほどのアメリカの例に比べて、日本の場合、軍事機関からの研究資金というのはない、これは今議論しているのではないとしますと、その右側（がわ）のところ、非軍事機関からの研究資金であっても、ほとんどの応用研究が安全保障輸出管理の対象となる可能性を持っているというのが、日本の研究現場の極めて危ういポイントだと思います。

安全輸出関連について、大学、これは真面目にやろうと思いますと、10人ぐらいの専門スタッフが、もちろん英語でいろんなことを取り扱わないとイケませんし、ときには中国語とか、そういうことも取り扱わないとイケないということで、非常に難しくて、各大学でいろいろやろうとしていますけれども、1大学でやるのは無理だと。共同して何かできないかというようなことをやるために、6-2の中についている団体みたいなもの、勉強会みたいなものを関係者がやっていますが、なかなかこれが各大学の執行部には届いていないというのも、非常に大きなポイントだと思います。

具体的な動きにつきましては、先ほど言いました資料6-1、6-2、6-3を見ていただければと思います。資料6-2を出したんですが、これはRU11で議論した方がいいでしょうという話になって、RU11にお渡ししたら、RU11の方でまとめられたのは、留学生に関する部分だけ引き抜かれて、資料6-3になったという経緯があるそうです。

資料6-4は、文部科学省の資金で、九州大学の国際法務室の方でアメリカに行って、関係者、特に各大学でコンプライアンス管理をやっている関係者にヒアリングをしたときの報告書を、これは文科省に提出したものをそのままつけさせていただいております。

最後、まとめますけれども、何が問題かということは、法律上は必要とされる安全保障輸出管理に関する個別の技術提供の管理、これはやっていい、やってはいけないという、その該非判定等を大学において完璧に実施するのは、極めて大きなコストと時間がかかって非現実的です。

しかし法律に抵触する可能性は常に存在し、研究者が安心して教育、研究ができない。これ

は、やはり6-2の資料で求めてあるような、抜本的な日本の法体系の改正が必要であるというふうに思います。

ファンダメンタルリサーチのような包括的な除外規定、こういったものがあると、一つのソリューション。アメリカは手本にならないという考え方もありますけれども、ここは非常にうまく考えたなという気がいたします。

このまま非合法的な状況を改善しないでおくと、やはり大学のコンプライアンス自身が壊れていく可能性がありますので、ここはやはりしっかりやっていく必要があると思います。

私は、2年前までは産学連携担当の理事をやっていたので、この辺を全部フォローしていましたが、例えば、中国の企業から共同研究が持ち込まれて、先生は「いいでしょう」ということで受けようとしたんですけども、その会社をしっかりと調べろということで指示しましたら、その8割の売上は中国海軍であるということで、これはやはり軍事企業であろうという判断で、その契約をとめたといういきさつもございます。

そういうことから考えて、今回の議論とは少しずれますけれども、実は、日本の大学における教育、研究というのは、極めて危ういベースの上で、綱渡り状態で行われているというふうに思います。

以上です。

○杉田委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御報告について議論していきたいと思うんですけども、私から1つ伺いたいのは、公開性の問題ということと輸出管理というのが、完全に概念として重なっているのかということなんですけれども。海外との関係で輸出管理というのは発生しますけれども、公開というのは、例えば国内でも公開性問題というのはありますね。

○安浦委員 例えば、国際会議でデモをしようと思って、自分が開発した道具あるいはツールを持ち出そうとするときに、これは該非判定の対象になりますし、物で言えば、あるいは地球観測のために世界中に観測機器を置きに行かれる場合、あるいは宇宙ロケットで打ち上げるときに、ロシアから打ち上げざるを得ない。うちの衛星もそうだったんですけども、その場合に、中に入っている全てのチップから何から、全部該非判定をしました。

知識に関しても、例えば、クローズドな国際会議で、まだ公開していない内容をしゃべると、これ自身が対象になります。それから、特定の国の留学生で6カ月以内しかいない学生に研究の内容を教えた、その国内で教えた行為もこれの対象になります。

○杉田委員長 先生が今おっしゃっているのは、飽くまで輸出管理の問題ですね。

○安浦委員 はい、輸出管理です。

○杉田委員長 例えば、リストラクテッドなものについて国内で共同研究することは、これは公開性の問題、これも一種の公開性の問題ですよね、国内における公開。これは問題ないということでしょうか。

○安浦委員 国内は、この法律は対象にしておりません。

○杉田委員長 つまり、輸出管理に限定したお話ということですね。

○安浦委員 はい。

○杉田委員長 それでは、関連して。

岡委員の方からお願いいたします。

○岡委員 岡です。量的なことをお伺いしたいんですが、先ほど、NSFの研究でもリストラクテッドでやるものがあるというふうにおっしゃったんですけども、その割合が実際にどれぐらいなのかというようなデータがありますでしょうか。

○安浦委員 それは、調べたのですけれども分かりませんでした。

○岡委員 それは、タグがついているというものではない。

○安浦委員 1つずつの契約を見ないと分からないというふうに国際法務室の担当者は言っていました。研究全体を見たらファンダメンタルに見えるけれども、ある項目だけリストラクテッドという、この情報を使った部分、例えば、安全保障に関する特別な情報を一部使っている場合には、そこに関してはリストラクテッドなことが発生する、そういうことがあるということ各大学は認識して、契約書を隅々まで見ないといけないということで、アメリカの大学は苦勞しているみたいです。

○岡委員 ありがとうございます。

○杉田委員長 そうしますと、リストラクテッドかどうかというのは、最初に定義するようなお話でしたけれども、例えば、研究しているうちに、これはリストラクテッドな話になってきたとか、そういうことはないわけですか。

○安浦委員 それは分かりませんが、例えば、軍から新しい情報をもらって、それを使って研究を進めないといけないという場合には、多分、契約を結び直したりするんだと思います。それでファンダメンタルからリストラクテッドに移るんじゃないかと思えますけれども。

○杉田委員長 そうすると、ファンダメンタルと思っていたが、途中から、「これはリストラクテッドだ」というふうに介入されるとか、そういうことはないと考えていいのでしょうか。

○安浦委員 最初にファンダメンタルで、もう契約して、その範囲の中でやっている分に関し

ては、それは契約ですから、契約社会で信じてやっているから、みんな安心してやっていますし、アメリカの研究者の人たちも、インド出身の人、中国出身の人も、DARPAのお金をとって研究しているわけです。

○杉田委員長 では、大西委員、次いで山極委員。

○大西委員 ちょうど今の議論と関係あるんですけども、アメリカのケースで、誰がファンダメンタルカリストリクテッドかを決めるかという疑問を持ったんですけども、今の意見交換の中で答えが少し示されたように思いますけれども、お配りいただいた資料6-6、カラーのやつが一番最後のページに規約があって、そのパワポには入っていなかったかと思えますけれども、Ⅲの「POLICY」というところの上から6行目の右の方に、「E a c h f e d e r a l g o v e r n m e n t a g e n c y」というのから始まる文がありますけれども、ここで決めるのは、そのE a c h f e d e r a l a g e n c yが決める責任があるということが書かれていて、それをb)のところでは定期的に見直すということなので、お金を出す側（がわ）がどちらかを選んで決めるということですね、そういうふうに理解して。

○安浦委員 基本的には、「これはファンダメンタルリサーチの公募です」ということを明示してあるというふうに認識しています。

○杉田委員長 山極委員お願いいたします。

○山極委員 武器輸出の問題で規制があるということですが、すごく微妙な場面を想定すると、例えば、2年の目的で留学してきた学生、でもまだ6カ月に至っていない。そういう学生がいるゼミでこういう内容を話したとすると、それは違反になるのか。

○安浦委員 現状はなっていないと思えますけれども、違反として摘発される可能性がゼロとは言えないという状況です。

アメリカやヨーロッパの場合には、入ってくる国によって、どこの国の人だからということで規制をする。あるいは、どこの国に輸出するかということで国ごとの規制をするんですけども、日本の場合は、国は全部平等で、一応ホワイト国とか色分けはされていますけれども、これは飽くまでもガイドラインであって、そして、案件の対象のリストがあるんです。そのリストに合致するものは要注意ということで、細かく言うと、山極先生がこういう話を今日講義しようと思うけれども、クラスの学生はこういうメンバーで、これでやっていいかということのを該非判定の責任者に聞いて、いいと言われたらやるというのが、一応日本の法律上の建前になっています。

○杉田委員長 関連して伺いたいんですけども、外国人とか留学生という話が今議論されて

いますけれども、例えばその国の、日本なら日本の人間であっても、経済的な動機とかで、ほかの国に情報をリークするとか、そういうことはあるわけですが、国籍とか、出身国の問題だけに注目するというのは、これはアメリカでもそういうふうになっているんですか。

○安浦委員 アメリカの場合も、基本的にはアメリカのいうホワイト国の出身者であれば、例えば日本人であれば、もうほとんどアメリカ人と同等に、リストラクテッドリサーチは別ですけども、全然問題なくいけるようになっていて、例えば、イランの人だと、その厳しさが全然違うというふうに聞いております。

そして、その留学生を入れるときのいろんなチェックが、アメリカや、特にイギリスが一番すごいんですけども、ものすごいチェックがあつて、大学がやるのではなくて、入国管理局がやるんです。日本の場合は、入管は一切やらずに、その学生は大丈夫かということを大学が判定しろというふうに言われていて、これも大学においてもものすごい負担になっています。

○杉田委員長 小林委員お願いします。

○小林委員 もう一回たてつけについて御質問したいんですけども、基本的にこのファンダメンタルリサーチとリストラクテッドリサーチの区別というのは、連邦資金による研究管理の方針。ということは、連邦資金でリストラクテッドリサーチになれば、それが軍であろうが何であろうが関係ないんだというのは一つですね。その場合には、この輸出管理に引っ掛かってきますよという議論ですね。

すると、産学連携で、さまざまな契約をしている研究はアメリカでもあると思うんですが、それはリストラクテッドリサーチというカテゴリーで分類する必要はないのか。それとも、それもどこかで分類して、それがもし輸出関連と結びつくと、当然法律に引っかかってくる。そのあたりの関係はどうなっているんでしょうか。

○安浦委員 産学連携の場合は、産業界側（がわ）がこの法律に縛られていますから、大学を通して抜けたら、産業界、企業自身が訴えられますので、大学当局も厳しくそれに対応せざるを得ない。契約上ものすごい厳しいやりとりをするというふうに担当者からは聞いております。

○小林委員 スタンフォードはやっていないでしょうね、全部受け入れないでしょう、そうすると。

○安浦委員 スタンフォードがどういう基準で受け入れているか、そこまでは一切情報を持ちません。

○杉田委員長 では、小松委員お願いします。

○小松幹事 今に関わるんですが、国の方から企業にも随分お金が行っていると思うんです。

これは企業も全く同じようなルールなんですか。それとも、企業については大学よりももっと厳しいということでしょうか。

○安浦委員 アメリカですか。

○小松幹事 はい、アメリカの。

○安浦委員 アメリカのこのファンダメンタルリサーチは、大学におけるという、もうそれは明確に書いてあります。だから、企業に対しては、もっと厳しいんだと思います。

○杉田委員長 小森田委員お願いいたします。

○小森田委員 スライドの最初の方で、ベーシックリサーチとアプライドリサーチの区別と、ファンダメンタル、リストラクテッドの区別は分けて考えなければいけないという御指摘があったと思うんですが、ベーシックとアプライドの方は、基礎と応用を峻別できるかどうかという問題はあるにせよ、とりあえず研究の性質による違いだなということは言葉から想像できるんですけども、ファンダメンタルかリストラクテッドかというのは、基礎も応用も含むわけなので、そうすると、何を根拠にその二つを分けるかという問題は、安全保障輸出管理上の何か基準があって、それを適用するところなるはずだというふうに、ある程度の規則の適用ということが通用するのか、それとも、資金の出しもとが自分の判断で決定すればそうなる。契約を結ぶ側（がわ）は、それを飲むか飲まないかの選択しかない、ということなんですか。

○安浦委員 基本的に、アメリカの研究公募の中で、「これはファンダメンタルリサーチです」と書いてあるものと、そうでないという、そこでふるい分けられていて、スタンフォードはファンダメンタルリサーチの応募しか先生たちには許さないという立場をとっているそうです。

○杉田委員長 では、佐藤委員、最後にいたします。

○佐藤幹事 今の話にも関係しますが、このリストラクテッドリサーチについて、それぞれの大学でポリシーが決まっているとのことでした。それぞれの大学の見識が問われる局面だと思えますが、その際、そのポリシーを決めるときに、研究の公開性について、どのような位置づけが与えられているのかということについての質問が1点と、それから、逆に、制限つき研究も受け入れる大学では管理を徹底するとなっていますけれども、具体的にどのような管理が行われているのか。この制限つき研究を受け入れるということは、大学としても相当の覚悟、リソースを投入する覚悟が問われているのか、この2点について教えていただければと思います。

○安浦委員 リストラクテッドリサーチは、当然各大学で、全ての契約条項に、いろんな契約

条項に組み込まれているらしいんですけども、その組み込まれているものに個別に違反しないように、先生の行動が、先ほどロス教授の案件がありましたけれども、彼の場合は幾つもの項目に違反していて、それを足し算すると懲役104年という求刑が出た例らしいんですが、結局、そのエッセンシャルのところはここだということで4年になって、実刑判決で、大学の方は、注意をある程度本人に与えていたということで免責になったそうです。

○佐藤幹事 ロス教授の事件で、大学が刑事罰を問われるかという局面はそうだと思いますが、スライドでいうとその前のスライドになりますけれども、例えば、スタンフォード大学やペンシルベニア大学ではリストラクテッドリサーチを原則受け入れない。このような判断をするときに、各大学では、恐らく学術の公開性、研究の公開性ということを考慮しているのではないかと思います。そういったことについての、何かステートメントのようなものがあるのか、それが今日のテーマと関係していると思いましたが、それについて教えていただきたいということです。

○安浦委員 そこについては、私は今、資料は持ち合わせておりません。各大学のポリシーの中にそれが入っているんだとは思いますが、ここまでクリアーに、「ファンダメンタルしか受け入れません」と書いてあるかどうかは分かりません。

○杉田委員長 どうぞ、大西委員。

○大西委員 さっき、このアメリカのケースの適用というのは大学だけだとおっしゃったんですが、この文書を読むと、「laboratories」というのが一般的に入っていますよね、資料6-6の「PURPOSE」の上から3行目、最後に「laboratories」というのが書いてあって、これに対応する「BACKGROUND」の中の5行目から6行目にかけて、「federal laboratories」とあるので、研究所も入るんですか。

○安浦委員 国立研究所は入ります。

○杉田委員長 それでは、まだいろいろ伺いたいこともあるのですが、大変貴重な御報告ありがとうございました。

それでは、引き続きまして、佐藤幹事より、「防衛秘密と研究の公開性（論点整理）」というタイトルで御報告いただきます。10分程度お願いいたします。

○佐藤幹事 それでは、私の方から、安全保障に関わる研究が学術の公開性、透明性に及ぼす影響についてということで、防衛秘密と研究の公開性について、簡単に論点を整理させていただきます。

先ほど、安浦先生の御報告で、学術研究が制約される局面として3つを挙げられました。契約による制約、安全保障輸出管理による制約、それから社会的な規範による制約の3つですが、実はもう一つ、防衛秘密に関する法制、法制度による制約があるのではないかとということで、安浦先生の御報告を補足する意味もあるのではないかと思います。

防衛秘密による制約は、ある種限界事例なわけですがけれども、この限界事例の中に事柄の本質があらわれているのではないかと考えております。

安全保障に関わる研究は、特に二つの場面で防衛秘密と接触する可能性が非常に高いのではないかと思います。理念的に分けますと、一つは、政府の安全保障政策や外交等に関する事実、いわゆる秘密を明らかにするような調査研究です。後でお話をする特定秘密保護法の立法過程で、このような研究の自由が侵害されるのではないかとということが大変議論になった点です。

もう一つは、「軍事的に利用される技術や知識」の研究。これは本委員会の設置提案書の表現ですがけれども、このような研究をどう考えるのが重要な問題で、これが本委員会の主題となります。

実は、この二つのタイプの研究は、公開性との関係ではベクトルが全く逆になります。第1のタイプの研究は、秘密の公開が目的ということですので、公開性を促進する意味を持つ。これに対して、第2のタイプの研究、本委員会の主題である安全保障研究ですがけれども、これは結果としてということになるかもしれませんが、防衛秘密指定につながる可能性があるという点で、重大な問題があるのではないかと考えております。

防衛秘密ですがけれども、現在の日本の法制度は、4つが定められております。

1つは、いわゆる省秘ということになりますが、自衛隊法に定める秘密です。2つ目が防衛秘密で、特定秘密保護法の別表1に定められている事項で、これについては後ほど御説明を申し上げます。3つ目は特別防衛秘密で、いわゆるMDA秘密保護法に定める、合衆国政府から日本に供与された装備品及び情報についての秘密。それから4つ目が、いわゆる米軍の機密で、在日米軍刑事特別措置法に定める秘密ということになります。

それぞれの条文は、お手元の資料の末尾に、参照条文として掲げておきましたので、後ほど御覧いただければと思います。

さて、恐らく最も射程の広い法律である特定秘密保護法ですが、概要を簡単に御説明いたしますと、行政機関の長は、以下にある3つの条件、別表該当性と非公知性と特段の秘匿の必要性がある場合に、特定秘密を指定することになっています。

そのうち、防衛秘密というのは別表1に掲げられているもので、このような形になっております。非常に包括的に、防衛に関する事項が定められていて、これに関する事項が特定秘密に指定される可能性がある。

一つ注意しておく必要があるのは、この「チ」と「リ」ですけれども、これらの物の仕様、性能、又は使用方法、あるいは製作、検査、修理又は試験の方法については、研究開発段階のものも含まれるという規定になっています。

戻りますが、このようにして指定された特定秘密については、適正評価、セキュリティクリアランスを受けた者だけが扱えるという制限があり、かつ、秘密を漏えいする、あるいはそういった特定秘密を違法に取得する場合には刑事罰が科せられるという構造です。

さて、この特定秘密を指定する権限を有する行政機関ですが、現在20機関があり、防衛秘密との関係ですと、防衛省、あるいは防衛装備庁が特定秘密を指定する権限を持っている。

他方、参考までに申し上げますと、特定保護法施行令の3条によって、指定権限を有する行政機関から除外されている機関というものがある。文部科学省はそのような指定権限を持たない機関とされております。

さて、これが現在の特定秘密の指定の状況です。ざっと御覧いただければと思いますが、やはり多いのは防衛秘密で、特定秘密全体の64.6%が防衛秘密である。やはりこの安全保障の領域というのは、秘匿性が非常に高い領域だということが分かります。

それから、もう一点注意していただきたいのは、特定秘密に指定されるのは「情報」であって、「文書」ではありません。特定秘密に関わる行政機関が保有する文書の総数は27万2,020件ですので、1つの情報が特定秘密に指定されると、非常に多くの文書が該当するという、このようなことにも注意しておく必要がございます。

さて、研究成果が防衛秘密に指定される可能性ということで、2点整理をしておきたいと思っております。

まず、大学等の研究一般が特定秘密、防衛秘密に指定される可能性があるのかということです。特定秘密指定の対象となるのは行政機関の情報です。大学、独立行政法人、国立研究開発法人は、特定秘密保護法2条各号に定める行政機関には該当しないので、大学等における研究が直ちに特定秘密の指定対象になることはないというふうに、ひとまずは考えることができます。

ただし、注意を要する点が幾つかありまして、立案過程における議論、例えば、有識者会議の報告書では、独立行政法人は適用対象となり得るという議論もございました。当時はまだ国

立研究開発法人は独立していませんでしたので、ひょっとすると、現在であれば国立研究開発法人も含めての議論ということになるかもしれません。

それから、国立大学法人にせよ、独立行政法人にせよ、国立研究開発法人にせよ、主務大臣の監督を受けますので、その監督等業務と特定秘密指定との関係はどのようなものであるのかということも不明確でございます。

現在、先ほど申し上げましたように、文部科学大臣は特定秘密の指定権限を持っていませんので、直ちには問題になりませんが、施行令3条が改正されて、文科大臣が指定権限を持つようになった場合にはどうなのかという問題がございます。

続いて、2点目ですけれども、行政機関からの事業委託は、これは別個に考える必要がございます。この点について、秘密保全のための法制の在り方に関する有識者会議、これが現在の特定秘密保護法の原形をつくった重要な組織ですが、その報告書の中で、大学が行政機関等から事業委託を受ける場合は、「大学が作成・取得する情報も本法制の適用対象とすることが適当である。」ということで、特定秘密、防衛秘密に指定される可能性を開く提案がなされております。

立法当局、あるいは最終的に裁判所がそのような解釈をとるのかどうかは分かりませんが、仮にこのような解釈がとられる場合、事業委託、例えば、安全保障技術研究推進制度において、大学、研究者が作成、取得する情報が特定秘密に指定される可能性は排除されないということになります。

注意してほしいのは、この場合に秘密指定をするのは文科大臣ではなくて事業の委託者である防衛大臣です。防衛省は当然特定秘密の指定権限を持っているということになります。

ちなみに、科学研究費補助金は、補助金であって事業委託ではありませんので、この問題は生じない。このあたりが、次回の研究資金の在り方に関する議論とも関わってくるかもしれません。

それから、研究活動が刑罰に問われる可能性については、大きく二つの場面が区別できます。これは安全保障に関する研究として冒頭に整理をした2つですけれども、政府の安全保障政策や外交等に関する事実を明らかにする研究の場合には、特定秘密の取得罪が問題になります。この点については、特定秘密保護法22条2項において、報道機関等の取材行為が正当な業務に当たる場合には違法性が阻却される、処罰されないことになっており、政府の解説では、学術研究はそのような場合に含まれるというふうになっております。

他方、軍事的に利用される技術や知識の研究については漏えい罪が問題になるわけですが、

この点については、特定秘密保護法 2 2 条 2 項が適用されるとは考えにくい。同条の適用外であるといったときに、そうすると、端的にこの漏えい罪が学術研究に適用されてくることになるのではないかという危惧がございます。

防衛秘密以外につきましては、そこに書きましたようなこと、お手元の条文を御覧いただければと思います。

時間の関係でまとめを行います。安全保障に関わる研究が学術の公開性や透明性に及ぼす影響ということで、大きく 3 点を申し上げたいと思います。

防衛秘密というのは、罰則による情報の秘匿を本質にするわけでございますので、これは学術の公開性とは、本来的に緊張関係を持つ。その緊張関係は非常に大きい領域であると考えべきだろうと思います。

その上で、安全保障に関わる研究は、あえてこの緊張関係に踏み込んでいくという性格を持っておりますので、そこで何がかけられているのか、これは研究者各人が、あるいは研究者コミュニティとして慎重に考えていく必要があると思います。

まず、冒頭に申し上げた二つのタイプのうちの 1 つ目ですけれども、政府の安全保障政策や外交等に関する事実を明らかにする研究。これは国民の知る権利や民主主義の健全な作動のために、この領域に立ち入っていく、このような研究と思います。冒頭申し上げたように、このタイプの研究は本来的に公開性を促進する方向ですので、今日の委員会の主題との関係では、大きな問題ははらんでいないことになります。

これに対して、軍事的に利用される技術や知識の研究でございますけれども、恐らく、目的としては国家安全保障に資したいという、このような狙いがあるのではないかと思います。ただし、その点については、いろいろな議論が成り立ちえて、平和的な手段による安全保障こそが重要ではないかとか、あるいは、先ほど西崎先生からお話があった、情報を共有することによる安全保障の在り方というものもあるのではないかとか、いろいろな議論があり得ると思います。いずれにせよ、結果としてにせよ、軍事的に利用される技術や知識の研究は秘密指定につながる可能性があるということをどのように考えるのか、これはこの委員会の中で今後検討していくべき重要な事項であろうと思います。

最後に、行政機関からの事業委託につきましては、受託者が作成、取得する情報が特定秘密に指定される可能性が皆無ではない、制度的には排除されていない。したがって、委託者が秘密指定の権限を持つ機関であるかどうか非常に重要であるということ、この点を再度指摘しておきたいと思います。

以上でございます。

○杉田委員長 佐藤委員どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御報告につきまして、御意見、御質問でございますでしょうか。

では、井野瀬委員お願いいたします。

○井野瀬委員 ありがとうございます。

質問なのですけれども、スライドでいいますと7つ目、レジュメの方にもあったと思いますが、少し注意を促された特定秘密の指定単位は、情報であって文書ではないということですが、情報はどのように数えられているのかという点に、ここは数がきちっと出ているんですが、この数がどのように数えられているのかという点について教えていただければというふうに思います。いかがでしょうか。

○佐藤幹事 ありがとうございます。

事柄の性質上と言っていいと思いますけれども、まさに秘密事項ですので詳細は分かりません。

ただ、どのような項目が特定秘密に指定されているかということは、資料の方にも掲げておきました、まさにこの表の出典ですけれども、この報告書の中で一応記載がございます。例えば、防衛装備庁の特定秘密の指定ですと、昨年度1年間の中で、一例ですが、オーストラリアから提供される共同開発、生産に係る調査のための情報が1件と、こういう形で一応示されております。ただ、その詳細は分からないということになります。

ちなみに、この報告書は、法律で、年に1回、国会に特定秘密の指定状況を政府が報告することになっております。その報告書ということでございます。

○杉田委員長 まだ御発言の方、土井委員からお願いします。

○土井委員 ありがとうございます。

今の御質問ともかかわるのですが、特定秘密の指定権限を有する機関ということで、多くの場合は、これらの機関が出している研究は、特に指定なく行われていると思うのですが、先ほどのアメリカの場合のように、ファンダメンタルとっておいて、変わるような場合はもう一度契約し直すみたいなことがあるんだと思いますが、過去にそういうことが行われたような事例というのがあるんでしょうか。最初は特定秘密ではなく始まった研究が、途中から特定秘密に指定を受け直されたというような、そういう事例があるのでしょうか。

○佐藤幹事 それは大学等の研究について、特定秘密に指定された事例がまずあるのかという、こういう御質問を含んでいるということでしょうか。

○土井委員 大学だけではなく、国の研究機関も含んでですけども。

○佐藤幹事 大学、あるいは独立行政法人、あるいは国立研究開発法人、それから防衛省所管の研究所、様々ございます。

特定秘密に指定された情報を作成したのがどの機関であるのかは、この報告書の限りでは分かりません。

また、この法律が施行されて間もないということもあって、聞き及ぶところでは、国立大学等大学や通常の研究機関で、研究の結果得られたものが特定秘密に指定をされたという事例は聞いておりませんが、それは一つには、それぞれの機関が特定秘密の指定権限を持っていないことが重要だと思います。例えば、国立大学であれば、文科大臣は指定権限を持っていないわけです。

ただし、学術会議に参加されている先生方の研究組織の中でも、主務官庁がここに挙がっている、指定権限を持っている行政機関に該当する研究機関はあると思います。それらの研究機関の中に、特定秘密に指定されたものがあるのかどうかについては、申し訳ありませんが、情報を持っておりません。

1点だけ補足でございますけれども、安全保障技術研究推進制度について言いますと、制度的には、今後特定秘密に指定されていく可能性も排除されていないことは、先ほど申し上げたところでございます。

○杉田委員長 大西委員お願いします。

○大西委員 今の最後におっしゃった点で、スライドの一番最後のスライドの一番下のところにその記述があったかと思う。今回の制度に即して、今のお話をどう理解するのかということだと思うんですが、公募要領を手にした機関は、一番関心を持ってそのところ、記述を読んだと思うんですけども、一応この記述の中には、特定秘密あるいは特別防衛秘密が委託先に提供されることはないというふうに書いてあるんです。

そういうことで行われた研究で、今先生がおっしゃった将来の可能性が否定できないというのは、例えば、公募要領そのものが変わる、これは今年なり去年の公募要領ですから、将来変わる可能性というのは否定できないというのはそのとおりだと思うので、そういうことをおっしゃっているのか、それとも現在の公募要領で、契約によって行われた研究の中で、例えば、いい成果が出たので、これは秘密にしておこうというようなことが起こり得るのか、そのあたりについて。

○佐藤幹事 特定秘密との関係でいいますと、二つの局面を分けて考えた方がいいと思います。

一つは、既に防衛省なり防衛装備庁が持っている特定秘密が、この安全保障技術研究推進制度を通じて各研究機関に提供されて、その結果として、各研究機関で、その特定秘密を漏えいした、そのことについて漏えい罪に問われるかどうかという問題であります。これについては、今大西委員がおっしゃったように、現在は特定秘密が提供されていませんので、この漏えいの問題はない、漏えい罪に問われる問題はないということです。

他方で、この安全保障技術研究推進制度の中で得られた研究成果が、将来特定秘密や防衛秘密に指定される可能性があるかといえば、その可能性は排除されていないということをお聞きしました。そのことについては、公募要領等では記載がないのではないかと。そのことについては十分注意をする必要があるのではないかと。ということでございます。

○杉田委員長 先ほど大西委員が指摘されたのは、防衛装備庁から大学等への提供がないという、そういう条項じゃないですか。

○大西委員 そうです。だから、私は二つに分けてお伺いした2点目の方について、今コメントがあったと理解しました。2点目というのは、この研究成果の中で生まれたものが秘密として指定される可能性があるのかどうかということですよ。その場合の指定者というのは防衛省ということになるのでしょうか。

○佐藤幹事 防衛大臣ということになります。特定秘密の指定権限を持っています。

○大西委員 そうすると、形の上では、その研究成果が報告書として委託先に渡されるわけですね。それが成果ということになりますよね。その成果に対して、後々、防衛秘密として指定がされるといって、その時点からそれが防衛秘密になる可能性があるという御解釈ということですよ。

○佐藤幹事 私の解釈というよりも、この有識者会議の報告書の解釈に立てば、その可能性は排除されないということです。

○大西委員 そうすると、例えば、その前に研究成果が論文として発表された。それは否定されていないので、公表されているわけですね。それ自体は遡及されて、何か問われるということがあり得るんですか。

○佐藤幹事 それはないと思います。刑事罰は不遡及です。ただ、ここで注意をしていただきたい点ですけれども、研究開発段階のものも含まれる。そういったしますと、論文等で発表されるプロセスのところ特定秘密に指定される可能性は、まったくないわけではないと思います。

○杉田委員長 最後、小森田委員お願いします。

○小森田委員 今回の議論の続きのような面もありますけれども、仮に特定秘密に、ある研究の部分が指定されたとして、そのことについて、防衛装備庁と当該研究者以外の第三者がそのことについて知り得る状況になるのかどうかということなんですけれども。運用上の問題なので難しいかもしれないんですが、今日は特定秘密の問題に焦点が当たりましたけれども、同時に、安全保障技術研究推進制度の場合には、特定秘密については提供しないけれども、防衛装備庁が現に保有する情報又は設備を利用する可能性についても言及があって、その場合には別途研究者と協議する、調整するというのがありますので、そうすると、これはさっきの分類でいうと、例えば、省秘に当たるかもしれないと思うんですけれども、こういう資料を使って研究を進展させたらどうかという話があったときに、研究者の選択肢は、それを了解して継続するか、それとも、それは秘密の領域に入っていくのでやめるという選択があると思うんですけれども、前者の場合に、例えば、研究機関の長に、「こういう進展状況になったけれどもどうするか。続けたいけれどもどうするか」ということを問う。あるいは、後者の場合、やめるということになると、委託研究そのものを打ち切るということになるかもしれないのだけれども、その場合に説明しなければいけませんよ、その理由について。

そうすると、指定されるかどうかという問題はまずありますけれども、指定された場合に、あるいはされようとした場合に、そのことが当事者間の話し合いだけの領域で済むのか、それとも第三者がそこについて判断するような形になっていくのか、そのところが非常に気になるところなんですけれども。

○佐藤幹事 運用の詳細にわたりますので、今直ちにお答えすることは難しい場面もありますけれども、念のためですが、お話の中で、防衛装備庁が現に持っている特定秘密を提供するという局面と、それから、この制度を利用して研究が進捗している中で、その成果、あるいはその中間物が特定秘密に指定されるという局面と二つあるということを先ほど申し上げました。その後者の方……

○小森田委員 両方にかかわると思いますけれども。

○佐藤幹事 前者の場合は、一応、公募要領で「提供しません」となっているわけですが、かりに、防衛装備庁が持っている特定秘密を提供することによって研究を進展させてはどうかということが、例えば、プログラムオフィサーから示唆があった場合に、それを受け入れるかどうかは当然所属の研究機関に知らせることになり、それについてどう判断するかは、各研究機関の判断によると思います。研究者各人についていうと、ここにありますように、特定秘密を扱えるのは、この適正評価を受けた者だけですので、その研究者は適正評価を受けることにな

ります。

そして、それが研究代表者だけではなく、その研究室、あるいはラボラトリーのメンバー全員、例えば、若手のポスドクであったり、あるいは大学院生も含めて、この適正評価を受ける対象者が広がっていくのではないかが一つの問題になるかと思います。

また、大学としては、委託研究の受入れはいったんは許可したけれども、その後特定秘密に関わるような研究は、大学として望ましくないとした場合に、そのときに契約を打ち切るのかどうか、そのことによって、既に受けている委託金を返還するのかどうか、非常に難しい問題が生じるのではないかと思います。

これに対して、第2の、この研究の中で生まれた情報、成果が特定秘密に指定される、特に研究進捗状況の中で、安全保障の観点から非常に画期的な成果であるとして、新たに特定秘密に指定されるようになった場合にどうなるのかは、先ほど申し上げた以上に非常に難しい問題を、研究者個人、研究室、研究機関それぞれに生じさせるのではないかと思います。

あえてつけ加えますならば、現在、安全保障技術研究推進制度を受け入れている大学の長、あるいは執行部は、このような可能性についても、研究者各人に十分注意を喚起する、それだけの重要性を持っている問題ではないかと私としては考えております。

○杉田委員長 ありがとうございます。まだいろいろ伺いたいところですが、この件は……一言お願いします。大西委員。

○大西委員 今、佐藤先生がおっしゃったことは大変重要な点だと思うんです。公募要領を見る限りは、今回のこの制度はそういうことを想定していないというふうには読めるんですけども、公開とか、あるいは秘密情報は提供しないということがかなり詳しく書かれているので。

ただ、今後、例えば、防衛装備庁から制度のヒアリングをするときに、今日準備もしていただいているようですけども、一つの論点としてそこに入れていただくといいのかなと思います。

○杉田委員長 そうですね、そういうことを申し上げようと思っていたところでございます。

それでは、時間がもう超過しておりますけれども、少し延長をお許しいただければ、引き続きまして小林委員より、「研究の自由と制約について」ということで御説明を頂ければと思います。

○小林委員 小林です。今までの議論で、現実にはまず研究に関する秘密が存在していて、公開は必ずしもできていないという事実が、現実があるというお話でしたが、今日私がお話しするのは、研究行為そのものに関する自由に関しても、それほど自明の構造にはなっていないとい

うこととお話ししたいと思います。

私はレジュメだけでお話しいたしますが、御存じのように、憲法23条に、「学問の自由はこれを保障する」という条項がございます。これは割と珍しい条項で、多くの国ではこういう条項を立てておりません。アメリカなどにもありませんが、これは、学問研究の自由という観点からは、思想の自由と大体結びつけられている。それから、研究発表の自由というのは、表現の自由と。そしてもう一つの要件が、いわゆる教授の自由ということです、教育の場面における。こういう形で構成されていますが、いかにもこれは人文社会科学的なイメージが漂っております。それは歴史的背景としては、戦前の滝川事件とか天皇機関説、こういったものがきっかけになったかと思われまます。

さて、ここで実験科学、科学技術は学問なのかという問いが生じてくる。学術会議の場合の学術、あるいは科学者というのは、人文学も社会科学も含んでいると理解しておりますが、恐らく、ここもそういう意味で、科学を含めて議論すべきなんだろうと思います。

人文社会科学が内面的自由に閉じているだけとか、そういうふうに言うのはかなり荒っぽいわけですが、比較の点でいいますと、実験・調査系科学の方が、はるかに明瞭な物理的介入を伴いますし、成果物も当然現実世界の改変効果をもたらしますので、社会的諸価値との調整問題が生じる場面が大きい。

もちろん、社会科学的な言説が人々の行動に大きな影響を与えますので、それを無視するという意味ではありません。

さて、それで現実にはどのような規制が行われているのかということ、大ざっぱに3つほど分けました。

1つは自主規制型でございます、これはパグウォッシュ会議という有名なものがございます。これは原子力爆弾の開発と実行以来出てきた物理学者たちの運動でございます。

それから、アシロマ会議。これは遺伝子組換え技術ができたときに、その研究者たちが自主的に集まって、これがどのような意味を持つかを議論したというのが有名な会議でございます。その後、アメリカのNIHのガイドラインになり、そして各国がガイドラインを整備して、現在はカルタヘナ議定書という国際的な条約のもとでハーモナイズされております。

それから、ヘルシンキ宣言。これは世界医師総会が1964年にまとめたものがきっかけでございます、何度も改訂されております。これも、もともとはナチスの人体実験に対する反省で、ニュルンベルク綱領というのができて、そこから生まれたものであります。

それ以外に、研究の実行行為そのものに対する規制を真剣に考えてきた分野というのは、や

はり医学とか心理学などが多いわけであります。ここの、ミルグラムのアイヒマン実験、これは服従実験という極めて有名な実験ですし、それから、ジンバルドのスタンフォード監獄実験、これも心理学の実験です。心理学の実験の場合に科学的成果をとろうとすると、被験者をだまさないてはいけません。そのだましがどこまで許されるかということをめぐる、非常にセンシティブな議論をしてきたのがこの分野でございます。

今、このアイヒマン実験とかスタンフォード監獄実験、現在は行うことが不可能であります。しかし、この時代はできました。これは、やはり戦争中の、ごく普通の一般市民がナチスのもとでそのような残虐行動をとったのはなぜかという問題意識から生まれたという意味では、ある意味で極めてアカデミックで学問的な関心に基づく実験だったと思われます。

そして、こういう監獄実験等は、現在では、例えば、帰還兵のPTSD問題とか、あるいは、使い方によっては、グアンタナモの収容所でのさまざまなテクニックとしても活用可能ということになりますので、こういう部分は、人文社会科学だから関係ないという話には全くならないという例だと思います。

そして、あとIRBというシステムが、大体大学の中には整備されております。インスティテューショナルレビューボードといいまして、論文を公表する前、あるいは実験をする前に、実験計画を、それぞれの組織で審査するというやり方であります。こによって、特定のタイプの研究の実施を禁止あるいは抑制するということになっておりまして、効力としては、論文発表の制限とか、研究費の獲得の制限というのが生まれてくるだろうと思います。

他方、もう少し強めて、ガイドライン型というものがございます。これは、ソフトローというふうな言い方をして、事態の進展に対して柔軟に適用するために、ガイドライン体制でコントロールするという考え方ですが、逆に言いますと、行政指導の裁量濫用といったことが起こりやすいということも考えられます。主としてライフサイエンスの分野でこういうものが整備されてきております。

しかし、最近ではソフトローでもうまく対応できないということで、先日、内閣府の方でゲノム編集に関するガイドラインをつくらうといたしましたが、断念いたしました。そして、これは各研究機関に任せる、あるいは学協会に任せるといった議論になりかかっております。

それで、2ページ目にまいりますと、法的規制です。この法的規制の上のところ、特定胚の取扱いに関する指針で、二重丸で、「法的根拠あり」というふうに書いておいますが、これは二つ目のところでは、法的規制でいうと、ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律というのがございまして、これでは、この四種類の胚をヒト又は動物の体内に移植すること

を禁止しております。そして、個体の産生を罰則つきで禁止しております、違反した場合には10年以下の懲役、1,000万円以下の罰金又はその併科という形になっております。

それから、先ほど言ったアシロマ会議から出発した、ライフサイエンスに関する遺伝子組換えに関しては、カルタヘナ議定書がまとめられておりまして、それで、カルタヘナ法という国内法制ができております。

という形で、いろいろとそういう規制を、さまざまな形でやっておりますが、例えば、生体解剖の禁止とか、医療におけるインフォームドコンセントなど、社会にほぼ当然のように定着しておりますが、これは、実は法的根拠はございません。

それから、兵器の開発・使用の禁止に関しては、国際条約がございますので、それに基づいて、それぞれの国内法ができていくということ。これもやはりリマインドしておいた方がいいかもしれません。化学兵器、生物兵器、それから核兵器不拡散条約です。

ただ、先般、昨日でしたか、包括的核実験禁止条約に関しては、日本は反対に回っておりますので、そういう点での対応については、また別の議論が起こるかと思えます。

ほかにも、対人地雷兵器や、クラスター爆弾などの禁止条約といったものがございます。

こういった形で、研究の規制というものはそれなりに行われているわけですが、歯止めはあるかという先ほどの議論ですが、歴史的経緯を見ますと、これはペシミスティックにならざるを得ない。どうしても限界はあるだろうと思えます。特に、バイオハザード系のものに関しては、資金も、それから装備も、設備も、それほど大きなものではありませんので、キッチンサイエンス的な形で実行されてしまうということはあるだろうと思えます。

ただ、いずれにせよ、研究の自由というものは、何らかの形で制約できるというか、制約がなされているわけです。そのときに、一つは人権、あるいは、ヒトクローンに関しては、人間の尊厳という、日本の法体系では余り使わない言葉が使われて規制されております。それで、心理学や医学やヒトクローン禁止法などがございます。

それから、あとは公共の福利という観点で、各種の兵器の禁止とか、カルタヘナ議定書などは正当化されるのかもしれませんが。

あともう一つ、やはり政治的理由で、今日は安浦先生がお話しになったような、安全保障輸出管理制度、こういったものが、やはり制約条件として機能しているようです。

研究者全体に関する規制のかけ方というのは大変難しいわけですが、大学あるいは科学者の所属する組織の理念によって、そもそも制約することが可能かどうかという論点はあるかと思えます。その点で、先ほどのリストラクテッドリサーチへの対応を各大学が決めているとい

うやり方は、一つの参考になるのかもしれませんが。

課題は、知識というのは厄介な性質を持っておりまして、一端知識になりますと、知識以前の状態には戻りません。なかったことにならないということになります。そして、公開性という科学の理念の意味するところは、知識の生産者が知識の利用者を管理できないということの意味しております。これは、ある意味で創造性の源泉でもありますし、デュアルユース、マルチプルユースの生じるゆえんということにもなるかと思えます。

もちろん、今回の防衛省の案件は、民生技術の防衛利用という方向でのデュアルという特殊性を持っておりまして、それには様々な政治的背景があることは明らかですが、広い意味では、これは知識マネジメント政策であり、科学技術政策の中で議論されるべき問題かと思えます。

現実には、科学技術政策においては、特定の分野の振興のために予算をつけるといった形の誘導は、既にさんざん行われてきておりますので、その意味では、研究の自由というのは、かなり抽象的な概念にならざるを得ないということでございます。

それで、学術会議のメッセージというのを、これをどうするかというのはいずれ議論になると思うのですが、私はここで一言だけ申し上げたい。誰を代表しているのかということと、その正当性はどこにあるのかということで、学術会議の会員の皆様と、私は連携会員ですが、選出の方法においては、学術界の代表性というものを担保する仕組みを持っていないと思えます。したがって、それが厄介だなと。

それから、誰に向けて発言をするのかというときに、日本なのか、世界なのか、日本の大学なのかということは気になるところであります。

参考資料を見ていただきたいと思えますが、図表が6ページにございますが、これは主要国の研究者数の組織別割合というのが下に出ている。上の方は、日本はこんなにたくさんの研究者がいるんですよということで、人口1万人当たりの研究者数でいいますと、専従換算をしたときに、日本は世界でトップクラスの研究者数を誇っている。そして、9-3という図の方で見ていただきますと、どこに所属しているかというところですが、左から二つ目の、20.1と書いてあるところ、専従換算のところ、これが大学でございます。そして、74.1は産業界ということになりますので、科学者と一言で言っても、これだけのボリュームがあるんだと。そして、所属形態が違うのだということを、我々は意識しなくてはいけないと思えます。

そして、実は参考事例で、4ページのところを見ていただきたいと思えます。これは余り知られていないかと思えますが、大学は奨学寄付金という形で、さまざまな外部からの資金を受

け入れております。そのときに、昭和38年の段階で、奨学寄付金の受入れについては文部大臣の承認が必要でありました。そして昭和42年には、外国政府等からの受入れを除き、文部大臣の承認は不要となりました。ですから、それから以降しばらくは、アメリカ軍も含めての外国政府からの受入れは、文部大臣の承認を必要としていたと思われま

す。それも解除されたのが1997年、平成9年ということでございます。そして、この平成9年というのは、日米防衛協力ガイドラインの改定時期で、いわゆる周辺事態法の議論をしていた時期であります。このときに、どうやら外されたということで、現在においては、大学においては、基本的に大学の執行部がそれをコントロールするという意思を示さなければ、教授会の審議で大体この奨学金、寄付金というのは動くという仕組みになっているのだということは、確認しておいてもよいことではないかというふうに思います。

とりあえず、以上です。

○杉田委員長 ありがとうございます。時間の関係もございまして、ただいま、大きな問題として、私どもはどのような集団を代表しているのか、どのような集団に対して今回発信しようとしているのかという問題も出されましたが、これにつきましては、また別の機会に、集中的に議論したいと思います。

今の小林委員の御説明の中で、このいわゆる研究規制、従来存在している研究規制に関する部分につきまして、何か御質問等ございますでしょうか。

小森田委員お願いします。

○小森田委員 レジューメの2ページ目の、兵器の開発・使用の禁止のところですけども、BC兵器については禁止条約があって、法律もつくられている。それから対人地雷、これも地雷を敷設する側（がわ）からすると、防衛のためというふうについて敷設するんだと思うんですけども、非常に問題が大きいので問題になっている。

大量破壊兵器というと、典型的なものは核兵器だと思うんですけども、核兵器について、さっき御指摘あったように、条約はなかなか進展しない。これは典型的に、自分が持つのはいいけれども、相手に持たせるのはまずい、こういう論理で、政治的に動いている分野ですよ。

ですから、これは基準を立てるといっても、何を基準に立てるかということが、事実上は非常に難しい分野で、実際には、条約はできるかどうかというのは、国際政治的に決まっている要素が、多分かなり強いのではないかと思います。市民運動なんかもあると思いますけれども。

にもかかわらず、研究者としては、なぜ化学兵器、生物兵器はいけないのか。あるいは、核兵器についてどういうふうに捉えるかという、その研究者の立場から、科学者の立場からの、

何か基準といいたいでしょうか、物の考え方もたいなもの、御紹介のあった運動の過程で示されてきているということはあるのだろうかというのは、この委員会の課題にとっても非常に重要な点ではないかと思うんですけれども、その点はいかがでしょうか。

○小林委員 それは、最初の方の自主規制型のところで起こっていた運動のところでは、そういうものはいろいろありました。ただ、この間の杉山先生の話にもありましたし、今日、参考資料のところ、基礎研究と応用研究というところで、これは前回杉山先生が紹介したものの出典を出したのですが、参考資料のところ、5ページのところにありますけれども、このボーア型とパスツール型とエジソン型というふうに分かれておまして、今日のファンダメンタルリサーチとリストラクテッドリサーチという言い方とはちょっと違う分類軸にはなりますが、もともと戦後の核兵器開発の部分というのは、ピュアベーシックリサーチ、私はピュアリサーチと呼んだ方がいいと思いますが、ここに携わってきた方々が、生んでしまったことに対して非常に反省の動きを持ったというのが、まず基本だと思います。これはライフサイエンスも、どちらかというこのタイプの人たちからスタートしていつているわけです。

前回、杉山先生が御紹介されたように、日本でも、ユース・インスパイアード・ベーシックリサーチ型というのは、工学部の研究は多いわけですが、その方々は、やはり研究規制に関しては非常に慎重というか、抑制的であるということがあったと思います。

こう4つに分けますと、ノーベル賞などで、なぜかピュアベーシックリサーチが華々しく見えるのですが、実態としてのボリュームは、明らかにユース・インスパイアード・ベーシックリサーチのところに資金が投入されていて、ボリュームも大きいという構造であります。

つまり、研究の自主規制という議論に積極的な行動をとってきたのは、歴史的経緯から見ますとピュアリサーチ型の人々である。だから、物理学者とか生物学者とかという方々が多い。

ところが、ライフサイエンティストになってくると、現実の、本当に生命の改変のところ、いろいろ危機感も生まれて、最近はそういう議論が出ていると思いますが、工学系からは比較的に出にくいという傾向があるかと思います。

それから、昔、原子力学会で倫理綱領の改定を議論されるときに、これは3. 1. 1より前のときですが、ゲストとして呼ばれていろいろ議論に参加いたしました。

そのときに、私はちょっと意地悪く、原子力学会というのは、日本の国是3原則、平和3原則に基づいているというふうに前文で書いてあったわけです。もしそれで、日本の国是が変更されたということが起こったときに、この学会の方々はどうなりますかという意地悪な質問をいたしました。そのときに、理事の方が、ちょっと苦しげな顔をして、学会が分裂するかも

れないというふうにおっしゃいました。もちろん、これは原子力学会の公式見解ではありません。

先ほど、研究者というのは常にそういう、少しでも前へ、できることはやってみたいものだという、そういうドライブを持っているということ。これが、やはりどこかで出てきてしまうんだろうなと思います。

ですから、世界中で、政府の命令で核兵器は開発されておりますし、日本でもオウム真理教のような形で動く科学者も出てまいります。そういう事実として、これはいいと言っているのではないのですが、事実としては、私がペシミスティックにならざるを得ないというのはそういうところでございます。

○杉田委員長 それでは、時間の関係もございますので、これにつきましては、本日はここまでとさせていただきます。

では、引き続きまして、議題4「安全保障に関わる研究資金の導入が学術研究全般に及ぼす影響」でございますが、前回も申し上げましたが、次回、11月の委員会におきましては、防衛装備庁に来ていただきまして、安全保障技術研究推進制度に関して御説明いただきたいと思いますが、そこで確認を求めたい事項としてのたたき台でございますけれども、事務局の下田上席学術調査員にまとめていただきましたので、簡単に御説明いたします。

○下田上席調査員 事務局の下田でございます。資料9を御覧いただきたいと思います。

防衛装備庁との意見交換に当たりまして、確認が必要と考えられる事項の候補を以下に整理してございます。

1点目が、本制度の次年度概算要求を含めた将来構想を確認する必要があるかという点でございます。

それから、2点目は、採択審査がどのように行われているかという点でございます。1次審査は防衛省の職員、2次審査は外部の審査委員が採点し、最終的には総合的な観点から採択案件を選定する、こういうふうにされておりますけれども、実際に誰が主導して採択案件を選んでいるか、この点を確認することが必要ではないかということでございます。

3点目が、プログラムオフィサーによる運用でございます。POが随時進捗を管理するとされているわけでございますけれども、契約が年度ごとに行われるということになりますと、POの意向に沿った方向に研究計画がシフトしていくことにならないか、この点を確認することが必要ではないかという点であります。

4点目は、本制度で想定されている「基礎研究」ということでございます。基礎研究を想定

しているとされておりますけれども、防衛省の予算であるために、防衛目的への応用を意図した研究と言わざるを得ず、基礎研究とは必ずしも言えないのではないかと考えられるわけですが、この点を確認することが必要ではないかという点でございます。

5点目は、成果の公開でございます。次のページにまいりまして、本制度では、研究成果は原則公開、それから委託研究契約では事前の確認、事務処理要領では事前の承諾、ただし正当な理由なく承諾を拒んではならないということとされているということでございますが、運用により事前の承諾が得られず、成果の公開が制約されることとなる可能性の有無、これを確認することが必要ではないかという点でございます。

さらに関連で、正当な理由というのは、誰が正当と認めるのか。あるいは、資金提供側（がわ）の防衛装備庁の判断に受託者側（がわ）が異論を唱えることが難しい状況があるといったことも指摘しておく必要があるのではないかとこの点でございます。

6番目が、特定秘密との関係でございます。本制度では、研究成果は原則公開とされておりますが、万一、特定秘密として保護すべき情報が研究の過程において生じた場合には、どのような手続や運用が必要となり、具体的にどのような制約が課せられることとなるか、確認することが必要ではないかという点でございます。

なお、先ほど来議論がございました、装備庁から特定秘密が受託者側（がわ）に提供されるという件につきましては、公募要領でそのようなことはないと言われておりますので、その質問については、ここに掲げてございません。

成果の帰属につきましてでございます。研究成果である知的財産は、日本版のバイドール条項、契約書にその関連の規定もございまして、それを満たせば受託者の帰属になる。原則は委託者、国のものであるけれども、ある約束をすれば受託者の帰属になるということになってございますが、この受託者に帰属した権利について、受託者が防衛省及びその委託を受けた防衛関連産業に実施許諾をしないということは、実際契約の規定に違反することとなるので不可能であると思われるのですが、念のためにこのことを確認することが必要ではないかという点でございます。

それから、8点目は、留学生ほか外国籍の研究者の参画についてということで、研究代表者は日本国籍が必要とされておりますが、その他の者には日本国籍は必要でないというふうにされているということでございまして、外国籍の研究者の参画について、制約は全くないと考えて、理解していいのか、あるいは運用上何らかの制約があるのかを確認することが必要ではないかという点でございます。

それから、関連で、安全保障貿易管理についての御質問もあろうかと思いますが、安全保障貿易管理につきましては経済産業省の所管の制度でございますので、防衛装備庁に聞いても確定的な答えは得られないのではないかと思いますので、ここでは質問として掲げてございません。

その他、追加があれば加えさせていただきたいと思います。

御説明は以上です。

○杉田委員長 ありがとうございます。

もちろん、これ以外にも、次回いろいろ質問する機会を設けますけれども、今の時点で何か。小松委員お願いいたします。

○小松幹事 一番最初に、安全保障技術研究推進制度の将来構想というのがあるんですが、将来構想はもちろん大事なんですけれども、そもそもこれが出てきた背景というか、目的というか、今の日本をとりまく状況、国際状況、そういったものをベースにしてこれが出てきていて、そしてこれが強化されようとしていると思うんです。その辺の、この制度の本質というか、何を目的としているのかとか、とにかくこういう制度が出てきた背景、政策上の目的みたいなものを、是非問いかけてほしいなと思います。

○杉田委員長 ありがとうございます。

では、岡委員お願いいたします。

○岡委員 関連して、全く同じことなんですけれども、なぜほかの政府の研究資金、外部資金ではできないのか。あるいは、それとどこが違うのか。例えば、科研費とどこが違うのかという点。何を目的としているのか、その辺を、やっぱりはっきりさせていただく必要があると思います。

○杉田委員長 では、安浦委員お願いいたします。

○安浦委員 最後に、安全保障貿易管理のことは、聞いても答えられないから聞かないと言われてきたけれども、これは、やはりそのことを防衛省が意識しているのかどうかということは、意識させるためにも、やっておかないといけないのではないかというふうに思いますけれども。

○杉田委員長 それは、是非その場で御質問いただければと思います。

では、最後。

○大西委員 一つ、テーマが列挙されていますよね、公募要領の中で。それが必要があるのかという意見があります。そこで、テーマを自由に求めるというのと、今回防衛装備庁がとっている制度とを比較して、なぜそちらを選んだのかということについても聞ければと思います。

○杉田委員長 分かりました。ありがとうございました。

その他、また次回、自由に御質問いただければと思います。

では、この点につきましては以上とさせていただきます。

最後、議題5「その他」でございますけれども、今後のことでございますけれども、次回、第6回につきましては、今も申し上げましたように、防衛装備庁から安全保障技術研究制度についての御説明を頂いて、質疑応答を行いたいと思いますが、あわせまして、この制度に反対の御意見を明瞭にされております名古屋大学名誉教授の池内了先生からもご報告いただきたいというふうに考えております。

それに加えて、研究適切性がどこに委ねられるか、意思の表出の仕方等についても、つまり先ほどの小林委員の問題提起についても議論したいということで、次回考えてございます。

まずこの点につきまして、次回について、特に何か御意見ございますでしょうか。

もう一点、シンポジウムを来年開催したいということですが、この詳細については、本日はもう時間が超過しておりますので、本日は資料10という形で、たたき台といいますか、つくってございますが、次回議論をできればというふうに考えております。

また、来年1月以降の日程調整につきまして現在進めておりますけれども、6回目が11月18日、7回目が12月16日、ここまで決定しておりますけれども、今後日程調整を行って、1月以降開いていきたいというふうに考えております。

何か、この進め方について御発言ありますでしょうか。

では、本日は時間が大変超過して申し訳ございませんが、どうもありがとうございました。本日の会議はここまでといたします。ありがとうございました。

午後12時30分 閉会